

令和3年6月定例会 厚生常任委員会記録

令和3年6月17日（木）

令和3年6月18日（金）

令和3年6月21日（月）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

令和3年6月17日（木）	7 頁
令和3年6月18日（金）	79 頁
令和3年6月21日（月）	97 頁

令和3年6月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	6月17日(木)	<p>審査日程の決定</p> <p>スポーツ振興課・文化芸術振興課審査、報告 議案乙第17号、報告第2号、議案甲第17号 〔説明、質疑〕</p> <p>地域福祉課・高齢障害福祉課審査、報告 議案乙第17号、報告第2号、議案甲第16号 〔説明、質疑〕</p> <p>議案外の報告（地域福祉課） 鳥栖市地域福祉計画策定の概要について 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について 〔報告、質疑〕</p> <p>こども育成課審査、報告 議案乙第17号、報告第2号 〔説明、質疑〕</p> <p>健康増進課審査、報告 議案乙第17号、報告第2号 〔説明、質疑〕</p> <p>市民協働推進課・市民課・環境対策課審査、報告 議案乙第17号、報告第2号 〔説明、質疑〕</p>
第2日	6月18日(金)	<p>所管事務調査 スポーツ施設整備の推進について 〔説明、質疑〕</p> <p>議案外の報告（スポーツ振興課） 久光スプリングス練習拠点施設及びサガン鳥栖関係について 〔報告、質疑〕</p>

日次	月日	摘要
第3日	6月21日(月)	<p>現地視察 市民アーチェリー場(牛原町) 市民球場(宿町)</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p>議案乙第17号、議案甲第16号・第17号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p>

6 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和3年6月17日付託]

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号) [可決]

議案甲第16号鳥栖市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の
一部を改正する条例 [可決]

議案甲第17号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例 [可決]

[令和3年6月21日 委員会議決]

2 報告

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

鳥栖市地域福祉計画策定の概要について(地域福祉課)

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について(地域福祉課)

久光スプリングス練習拠点施設及びサガン鳥栖関係について(スポーツ振興課)

令和3年6月17日（木）

1 出席委員氏名

委員長 江副康成

副委員長 成富牧男

委員 藤田昌隆

委員 竹下繁己

委員 樋口伸一郎

委員 池田利幸

委員 牧瀬昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 岩橋浩一

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 鹿毛晃之

地域福祉課参事 天野昭子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 久家喜男

地域福祉課長補佐兼生活支援係長 豊増秀文

高齢障害福祉課長 武富美津子

高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長 犬丸喜代子

高齢障害福祉課障害者支援係長兼障害児通園施設園長 小柳桂子

こども育成課長 林康司

こども育成課保育幼稚園係長 脇友紀子

こども育成課子育て支援係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 倉成光子

健康増進課長兼保健センター所長 名和麻美

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長 白山淳子

健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 松隈由美

スポーツ文化部長 佐藤敦美
スポーツ振興課長 小川智裕
スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉
スポーツ振興課施設係長 時田丈司
文化芸術振興課長 八尋茂子
文化芸術振興課参事兼課長補佐 今村利昭
文化芸術振興課文化芸術振興係長 佐藤直美

市民環境部長 吉田忠典
市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 牛嶋英彦
市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 原祥雄
市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子
市民課長 山津和也
市民課長補佐 並川勇
市民課整備係長 西山美沙
市民課長補佐兼市民係長 栗山英規
環境対策課長兼衛生処理場長 高松隆次
環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 江下剛
環境対策課環境対策推進係長 北三希子
環境対策課環境施設調整室環境施設調整係長 舟越健策

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

審査日程の決定

スポーツ振興課・文化芸術振興課審査、報告

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

議案甲第17号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例

[説明、質疑]

地域福祉課・高齢障害福祉課審査、報告

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

議案甲第16号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の

一部を改正する条例

[説明、質疑]

議案外の報告（地域福祉課）

鳥栖市地域福祉計画策定の概要について

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

[報告、質疑]

こども育成課審査、報告

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

[説明、質疑]

健康増進課審査、報告

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

[説明、質疑]

市民協働推進課・市民課・環境対策課審査、報告

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

[説明、質疑]

6 傍聴者

1人

7 その他

なし

午前10時40分開会

江副康成委員長

ただいまから令和3年6月定例会の厚生常任委員会を開きます。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooo

審査日程の決定

江副康成委員長

委員会の審査日程についてお諮りいたします。

御手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付しております。

なお、本定例会に関しましては、新型コロナウイルス感染予防対策といたしまして、必要最小限の答弁者の入室、換気のための小まめな休憩などを行ってまいります。御了承のほどお願いいたします。

付託された案件は、議案3件、報告事項が1件となっております。

審査日程については、本日17日に、スポーツ文化部、健康福祉みらい部、市民環境部の順で関連議案の審査。18日、明日は所管事務調査、21日月曜日は現地視察、自由討議、総括、採決ということでお願いしたいと思っております。

なお、現地視察については後ほど副委員長から御説明いたします。

審査日程については以上のおりと決したいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって委員会の日程については、御手元に配付のおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察について御説明をお願いします。

成富牧男副委員長

それでは、御説明いたします。今こちらで1つ考えているのは、議案甲第17号鳥栖市体育施設条例の一部改正が出ておりますが、それに関連して市民球場のスコアボードがきれいになっていきますので、そこを1つ候補地に入れたいと思っております。

それはいいですか。個別に聞こうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それで、そのほかにございましたら、本日中に私のほうまで御連絡をお願いいたします。

以上です。

江副康成委員長

本日中に御希望があれば受け付けるということにしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午前10時44分開会

江副康成委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooo

スポーツ振興課・文化芸術振興課

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

江副康成委員長

これよりスポーツ文化部スポーツ振興課、文化芸術振興課関係議案の審査を行います。

初めに議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）及び報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

八尋茂子文化芸術振興課長

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）につきまして、文化芸術振興課分の御説明をいたします。

厚生常任委員会資料を御覧ください。2ページをお願いいたします。

款10教育費、項4社会教育費、目6文化振興費、節12委託料は、市民文化会館改修工事に

係る工事監理委託料で、節14工事請負費は市民文化会館改修工事費。これらは国の社会資本整備総合交付金の内示を受けて増額するものでございます。

続きまして、委員会資料の4ページをお願いいたします。

市民文化会館は、平成30年度に策定いたしました鳥栖市公園施設整備長寿命化計画に基づき計画的に改修を実施しております。事業内容としましては、1つ目は、小ホール舞台の緞帳等新マシン、ワイヤーロープ、操作盤の機構改修工事で300万円の補正額を計上し、令和2年度予算の1,416万7,000円を今年度に繰越し。また、今年度当初予算額の2,000万円を合わせて3,716万7,000円となり、令和3年度中に入札契約工事を実施する予定です。

2つ目は、大ホールの天井、照明、音響整備、ホワイエ及び大ホール側のトイレ、自動火災報知整備等改修工事で、1億570万円の補正額を計上しております。今年度当初予算の3,800万円と合わせて1億4,370万円となります。また、市民文化会館改修工事における工事監理委託料で430万円の補正額を計上し、今年度当初予算額の200万円と合わせて630万円となります。

引き続き、令和3年度繰越明許について御説明いたします。同じ資料……（発言する者あり）

失礼しました。

小川智裕スポーツ振興課長

それでは、スポーツ振興課分の御説明をさせていただきます。資料の2ページをお願いいたします。

歳出につきまして、款10教育費、項5保健体育費、目3体育施設費、節12委託料及び節14工事請負費につきましては、市民体育館及び陸上競技場改修に係る事業費となります。詳細につきましては、5ページをお願いいたします。

目的といたしましては、令和6年度に佐賀県で開催されます国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の会場でございます市民体育館及び陸上競技場管理棟の改修を行うものでございます。なお、実施競技といたしましては、市民体育館はバレーボール少年女子及び空手道、陸上競技場はゲートボールとなっております。

事業内容につきましては、市民体育館の改修工事7,000万円。工事監理委託料100万円。改修内容は、サブアリーナ（諸室）になりますが、こちらの改修で照明、屋根、外壁、トイレの改修になります。なお、市民体育館改修経費は、当初予算でも計上しておりましたが、今回令和3年度の国の社会資本整備総合交付金の内示に伴い増額補正をするものでございます。

体育館改修に係る総額につきましては、工事費で5億1,400万円となっております。

陸上競技場につきましては、改修工事費7,600万円。工事監理委託料300万円。改修内容といたしましては、管理棟改修といたしまして、屋根、外壁、会議室、トイレ、更衣室改修と

なっております。

以上、御説明を終わらせていただきます。

八尋茂子文化芸術振興課長

引き続き、繰越明許費の説明をさせていただきます。資料3ページにお戻りください。

款10教育費、項4社会教育費の市民文化会館改修工事につきまして、先ほど説明しました市民文化会館大ホールの改修工事の本年度当初及び6月補正額を合わせて1億4,370万円と、工事監理委託料の本年度当初及び6月補正額630万円、合計1億5,000万円を計上しております。

これは市民文化会館の改修に当たりまして、ホールの貸し止めの期間等の調整において、工期が令和4年度まで必要となる見込みであるため、来年度に繰り越すものです。

以上、説明とさせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

どなたかございませんか。

池田利幸委員

まず御説明いただいた分で、説明書の4ページですけれども、これ、その後の繰越明許のほうにそのまま持って行かれるようですけど、今回計上した予算とかで事業内容として、小ホール舞台機構改修工事、大ホール改修工事、工事監理委託料って出ていますけど、入札とかも全部もう翌年に決定していくっていうことになるんですか。

八尋茂子文化芸術振興課長

まず1つ目の小ホール舞台機構は今年度に行いまして、今後入札をしていきます。

大ホール改修工事に伴います工事監理委託料は今年度中に入札を予定はしております。

池田利幸委員

今年度中に入札を行い、業者まで決めて、事業自体は翌年度に繰り越すということになるってことですね。

八尋茂子文化芸術振興課長

議員さんが言われるとおりでございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。5ページの市民体育館、陸上競技場改修事業の部分で、補正で国の交付金が出たから、その部分上乘せして補正しますっていう御説明だったと思うんですけど。増額になった分で、この整備の中で、何を増やす予定になるんですか。増額で金額が増えるってことは、改修する場所も新たに加えられるっていうことですかね。

小川智裕スポーツ振興課長

申し訳ございません。先ほど私が総合交付金の内示に伴い増額補正をするものでございますと御説明をさせていただいております。

増額と一一内示額が確定したことによって、当初予算で上げていた1億円にプラスして7,000万円を増額補正ということで、当初から予定としては1億7,000万円の分の工事というのを予定していたところでございます。その分が、国の内示額が確定したことにより、増額補正をさせていただくものでございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。そうしたら、事業とか確定したから、その分で増額っていう形になったと。そうしたらその分、鳥栖市が一般財源から出す分が減るっていうことでいいんですかね。

藤田昌隆委員

工事監理委託料、文化会館、それからスポーツ施設についてちょっとお伺いしますが、文化会館で工事監理委託料が430万円で、令和2年度予算額るときには、これ1,416万7,000円るときには、工事監理委託料は発生していないよね。当初予算で200万円でいいのかな。それで200万円、それから6月補正で430万円で、630万円。

ここはどこが受けたわけ。工事監理委託料。受けるっちゃうか、これも入札？

江副康成委員長

ちょっと答弁しましょうか。

八尋茂子文化芸術振興課長

まだこれは今年度に入札をかけますので、まだ管理業者は今のところ決まっておりません。

藤田昌隆委員

しかし令和2年度、改修っていうか、改修工事で、本当は1,416万7,000円予算額で上げたら当然、これ監理料もずらっと入ってこん？

八尋茂子文化芸術振興課長

小ホール舞台機構の改修工事の分に関しましては、工事監理はこちらの建設課のほうで行います。今回の工事監理委託料は、大ホールの改修工事に関しての分になりますので、小ホールの舞台のほうの工事監理委託料は含まれておりません。

藤田昌隆委員

市が工事監理をするわけ？

今村利昭文化芸術振興課参事兼課長補佐

昨年度の繰り越した分については小ホールの予算でございまして、その舞台工事について

は大ホールのときもそうでしたけれども、建設課のほうで直接できるということでありましたので、監理の委託料をつけておりません。

藤田昌隆委員

市が監理するっちゅうのはレアケースやろ。違う？

今村利昭文化芸術振興課参事兼課長補佐

その要所要所を建設課のほうでチェックを行いながら、そこはできるという話でございましたので、特に予算はつけておりません。

藤田昌隆委員

何でこれ聞くかという、1,400万円の金額で、これ市がちゃんと監理できますと言うんやったら、今まで何百万円とか五、六百万円の仕事でも、監理委託料としてきちんと支払いをしておったわけよね。

じゃあ何でそういう簡単なやつは市でせんやったのか。これに関して、いやこれは市でしました。それじゃあ体育館とか陸上競技場、これも工事監理委託料100万円、陸上競技場300万円で予算を立てたときには体育館は600万円ある。合わせて1,000万円なんよね。

いや、全体っていうか、補正予算で組んだけん、それもまた監理——入札方法というのは、全体を含めて、体育館は建てます、監理をお願いします、造りますという中で、当初は——大体この監理っちゅうのは、いや補正で、大きく同じ建物をもう一度造るっちゅうならそれはもちろん、監理委託料もきちんと発生するでしょうけど、これ金額はそうないのに、片や、じゃあこれは設計、市がやりますとか、俺から言わせると、それじゃあここもせんねっち。1,000万円も監理委託料で払ってという感じがしたんですが。

ちょっとごめん、その辺が今の説明では……。金額が小さかったら、いや市がやりまして。わざわざ出す必要ないって。小さくても監理料を出してみるとか、1,100万円で監理料、いや市でできますと言うならそんならそう。

じゃあ市が監理できるのは1,000万円以上とか、そういうのを本当は仕切ってほしいんよね。

そうしないと、工事監理料っちゅうのは、上限、下限がなく、ただ入札で安けりゃいいやろうちゅう現状なんよね、今落としているのは。そうしたら、本当は事業費によってランクづけをすとか、ここやったらAランクが見れるとか、そういうのがあっていいはずなんよ、これから見ると。

もうそれも全く何もない。おかしくないですかっちゅう。

江副康成委員長

その辺りの基準か何か教えてもらうことができますか。

今村利昭文化芸術振興課参事兼課長補佐

その辺りの基準は定めていないと思うんですけども、これも建設課のほうと協議をしながら行ったんですけども、今後についてはその辺りを踏まえて、またちょっと協議を詰めていきたいと思います。

池田利幸委員

今、今後考えていきたいと思いますが、ここで御答弁されたんですけど、ここで決められる話ですか。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前11時休憩



午前11時5分開会

江副康成委員長

再開いたします。

ほかにございませんか。

成富牧男委員

今の工事監理委託料の件ですが、入札方法はどのような方法を考えておられるんですか。

両方あったかな。

八尋茂子文化芸術振興課長

契約検査課のほうに入札依頼をかけるので、そちらで通常であれば指名競争入札になると考えております。

小川智裕スポーツ振興課長

指名入札を予定しております。

成富牧男委員

両方とも指名競争入札ということになると、その工事監理で選ばれる指名される業者と、それと設計監理の——設計は終わったのかな。設計業者さんは、同じ業者さんがおるわけでしょう、工事監理で上がって——の指名業者と設計をしたところの業者っちゅうのは選ばれる可能性はあるんですよ。可能性というか、一応指名通知は行きますよね。

江副康成委員長

それぞれ聞きますか。

小川智裕スポーツ振興課長

指名される可能性はあると思います。

八尋茂子文化芸術振興課長

同じく指名されると思います。

成富牧男委員

ごめんなさい、可能性じゃなくて指名されるんですよね。どちらかというとなら指名されるはずですよ。登録しておけば全部指名されるっちゃうのが、今までのいろんな一般質問の中でも話されておるように。

そうすると、前は設計したところが工事監理もするっていうのが当たり前のごとと思ってたけど、今はそれじゃなくて、設計したところと、監理を——昔は設計監理委託料という言い方が当たり前にあったんですよ。

今はそうじゃなくて設計は設計、監理は監理ですよ。それは何でかというとなら緊張関係を保たないかんって。それが直接いろいろ鳥栖市で出てきたのは特定天井のあの話のときですよ。安井さんが安く請けて、工事監理のほうも請け負ったわけでしょう。そのときに弊害として、いろいろ議論されたと私は理解しておりますけど。

だから、庁舎なんかは多分話によると、一般競争入札されるんじゃないかと思うんですけどね、工事監理について。だから私は、まだ工事監理については今からですから、一般、地元業者云々というのが出てくるとは思いますけど。

そのところをよく考えてやられたらどうか。鳥栖市が今持っている方針、考え方と照らし合わせて、指名競争入札にするならするということ判断をされるべきだと思います。

先ほどの話と一緒にぜひ契約検査課の担当のほうに一応話だけは聞いてもらいたいと思います。私に返してください。

以上です。

江副康成委員長

よろしいですか。

竹下繁己委員

陸上競技場ですね。大体今後のスケジュールというか、工事期間の見通しとか、この間の施設の使用状況っていうのはもう分かりますか。開放できるのか、できないのか。

小川智裕スポーツ振興課長

今回予算のほうを計上させていただいている分が管理棟になります。受付関係をさせていただいておりますので、受付につきましては、ちょっとまたほかの体育施設、近隣の体育施

設での受付をさせていただいて、陸上競技場としては使いながら、陸上競技場の管理棟の改修をさせていただくことを今検討をしているところでございます。

竹下繁己委員

じゃあ市民体育館のほうはどう——現在使えない状況ですよ。これサブアリーナやるときはどうなるんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

体育館につきましては、8月からメインアリーナのほうの工事を考えております。サブアリーナ（諸室）のほうにつきましては、若干時期をずらした形で工事の着工のほうができないかということで今検討をさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

竹下繁己委員

じゃあ市民体育館はメインが終わったら、もう開放はできるんですかね。

小川智裕スポーツ振興課長

メインのほうは、今2月末を予定しております、あとメインアリーナの工事と別で諸室の発注を考えておりますので、メインが終わればそこで開放させていただくように考えております。

竹下繁己委員

市民体育館も——今後陸上競技場も、恐らく使用ができないような状況になると思う。多分、文化会館もそうだと思うんだけど。

その間の例えば、陸上競技場や市民体育館を定期的に使われている団体の方々いらっしゃいますよね。その方々に代替施設とかの御案内とかあるんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

代替施設の提供をさせていただくように考えております。こういった場所でこういった競技ができますということで、そういう提供をしております。

竹下繁己委員

恐らく市外になる……。鳥栖市内にあるんですか、それとも鳥栖市外とか、そういうの。

例えるならばいいんで、教えていただいてもいいですか。

小川智裕スポーツ振興課長

市民体育館につきましては、基里の体育センター。あちらのほうは若干空いている時間帯もありますので、そういったところを御案内させていただくと。

あと、まちづくり推進センターで一部できるような競技のほうもございますので、そちらのほうの御案内。それと民間施設でいきますと、商工センター内にホールがございますので、

そちらのほうの御案内。そういったところで情報提供のほうをさせていただくように考えております。

竹下繁己委員

市内の施設を御案内するというので、もうそこも恐らく定期的に使用されている団体いらっしゃるって、キャパオーバーになるのは目に見えとるんですよ。

恐らく陸上競技場とか、トラック内の工事とかが始まった場合、そこも使えなくなる。その場合に、例えばもうちょっと基山と連携するとか、ちょっと県をまたぐのはあれやけど、小郡とかみやき町とか、そういったところと連携してもらうようなことはできないんですか。

そちらの施設を使った場合、使用料はちょっと鳥栖市が減免対象外になる場合があると思うんですよ。その分は鳥栖市が補助しますよと。そういったことまでしていただけると——本当に非常に困ってるんですよ、市民体育館とかが使えない。年間通じて毎年この時期には何かしらの大会をここでやっていたんですけども、使えないんで、どこでやったらいいんでしょうかねとか。そういうふうになるんで、もう少しその辺の団体のケアをしていただけないかなあと思うんですが。

小川智裕スポーツ振興課長

すいません、先ほど市民体育館のほうで、市内のほうを御説明させていただいております。あと市外、基山町のほうには確認をさせていただいて、空いている時とかは鳥栖市のほう使っていただけるようにということで、基山町の担当課とはお話をさせていただいておりますので。その際、料金に関しましては町外料金になるかとは思っております。

現段階としては、そこに対しての助成、補助等は考えていないところでございます。情報提供のみで対応をさせていただきたいと思っているところでございます。

竹下繁己委員

ぜひそこら辺も検討していただきたいとお願いしますとともに、陸上競技場も体育館ももう一つあれば、交代交代に改修すればいいけんが、もう一個ずつぐらい造ったらどうですかねということで、造ってくださいとお願いして終わります。

藤田昌隆委員

文化会館と市民体育館、それから陸上競技場。これ工事のタイムスケジュールを頂戴。

いつ入札して、終わって、それで工事を行って、それで工事完了がいつ。ばらばらで口頭だけで言いよるけん、いっちゃん分からん。

ごめん、一覧表で。

江副康成委員長

用意は出来ていませんか、ない。この間、正副勉強会のときに一応言っていたつもりだっ

たんですけど、ないですか。スケジュール表みたいな。（「今じゃなくていいけん、後でいいけん」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

江副康成委員長

手元にあるんでしょう、ない。

小川智裕スポーツ振興課長

3月の定例会のときに、全体スケジュールということで一旦お渡しはさせていただいております。ちょっとそこからずれてきている部分もありますので、また再度調整させていただいた部分で、また御提供させていただきたいと思います。

江副康成委員長

じゃあ早めに調整して、出してくださいね。じゃあ……（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前11時17分休憩



午前11時18分開会

江副康成委員長

再開します。

スケジュールの資料、新しいやつが出来次第、委員会のほうに早急に提出してください。お願いします。

池田利幸委員

今、それこそ市民体育館、陸上競技場、文化会館ですけど、大体年間でスケジュール調整っちゃうか、使用者の調整とかしているはずなんですよ。工事期間にかかって使えないところっていうのは、予約のスケジュールって取っていないんですね。

予約があったところが工事になっているつつたら、もう本当市のほうできちんと代替のところを御案内しなきゃいけない義務があると思うんですけど、その辺はどうなんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

体育館の予約につきましては、大会等につきましては、日程調整会議の中で前年度末に調整をさせていただいて、その際、体育館につきましては、工事期間を定めまして、その期間は予約を入れていない状況でございます。あと、それ以外の定期利用とかにつきましては、

大体1か月前から受け付けておりまして、工事期間にダブるということはないような状況になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

八尋茂子文化芸術振興課長

市民文化会館におきましても、現在1年先の予約等につきまして、今ホームページでは令和4年度は大ホール、小ホールが使えないっていうお知らせをしているところでございます。

江副康成委員長

よろしいですか。

樋口伸一郎委員

市民球場についても教えてもらいたいんですけど。6ページに繰越明許費計算書があるじゃないですか。

このグラウンド改修工事で執行状況を書いてあるんですけど、最初にいつから使えるようになるかを教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

市民球場につきましては、10月から供用開始を考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。そうしたらこの10月――夏を越すようなスケジュールで工期が入っているじゃないですか。これさっき日程調整会議とかの御説明あっていましたけど、この夏の中に、今度、公式大会とか公式戦というか、市が絡むようになっていろいろあると思うんですよ、小中高いろいろあると思うんですけど。

その辺のフォローというか、過去には日程調整会議の中でかち合っただけで中体連が使いなかつたとかいう事例もあったので、今回はもう完全に夏の一番シーズンの時期が、この工期に入るんで、その辺のケアというか、これは日程調整会議でも、ここが見えていなかった分っていうのを想定して、フォローしてあげんばいかんじゃないかなと思うんですよ。やっぱ市の大会関係の分はですよ。

その辺はもう日程調整会議でされてある団体さんにほん投げとる状態ですか。それとも介入していて、じゃあどう対処していったらいいんですけど、その大会じゃないんですけど、試合を成功させようかっていうところも一緒に、市に関連することはされるのかというところを教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

日程調整会議におきまして、9月までが使用不可ということで御説明をして、また、先ほどの体育館と同じように情報提供をさせていただいております。競馬場球場とか、そういっ

たところが利用できるのではないかということで、そういった形で対応を取らせていただいております。

樋口伸一郎委員

そういう対応をさせていただいてるということで分かったんですけど。そうしたら、各主催する団体さんというか、市が絡むってなれば、もちろん市もあろうけどですよ。

じゃあ、どういうふうに対応して今大会は行いますっていうような情報までは、こちらも預かっているっていうことでよろしいですか。例えば、1つの大会を、今回は工事期間なので、このようにして行いますという情報はもうちゃんと把握されていると、どうなっているか分かりませんという状況ではないということですか。

小川智裕スポーツ振興課長

大会の開催情報というのは、うちのほうでは把握をしていない状況でございます。

樋口伸一郎委員

そうしたら我々も多分聞いてくるところは、やっぱこの担当課になると思うんですよ。どうなっていますかっていう。民間団体さんでやっていくようなところであればまだしもですけど。

市がまた関連するような大会だったら、どういうふうに行われるんですかとかいうお尋ねとかを多分する形も出てくると思うんですよ。ですから、我々が——やっぱりその辺りの情報把握というのはしとってほしいなあというふうに、そこはお願いを申し上げておきます。

例えば何でもいいです、大会、中体連とか、そうしたような大会とかの情報に限っては、もう今情報分かりませんじゃなくて、どのようにして開催をされるかっていう情報収集はしとっていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

これ答弁要りません。

牧瀬昭子委員

市民体育館、陸上競技場改修事業についてですが、国スポ・全障スポということで、全障スポのほうのユニバーサルデザインとしての改修工事を望まれるところだと思うんですが、特に市民体育館とかで、障害者の方や車椅子の方々が出入りしやすく、利用しやすい施設にしていきたいという声がたくさんあると思うんですが。

その辺りは、そこをどういうふうにして着眼されて改修される予定かっていうのを教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

トイレにつきましては、洋式化を図ると。あと併せて多目的トイレについても改修をさせ

ていただくようにしております。

牧瀬昭子委員

それから洋式化ということですが、車椅子の方が入りやすく、そこで介助がしやすいように、やっぱり幅とかってというのが一般の方とは違って出入りがありますので、ぜひその辺りの配慮もしていただきたいと思いますが、その辺りは考えてありますよね。

小川智裕スポーツ振興課長

陸上競技場につきましては、今回、実施設計を行いますので、その中でその部分につきましては、検討をさせていただくと。

市民体育館の改修につきましてもそのこのところを踏まえたところで設計をしておりますので、対応はしておるところでございます。

牧瀬昭子委員

重ねて屋根ですけど、駐車場に入られる——駐車場からスロープまで屋根がつくってというのは難しいかもしれないんですが、車椅子の方が乗りつけて、それで介助の方もぬれずに、施設なりに入られるように、そういうちょっと出っ張りのあるところっていうのをスロープのところを上に屋根がつくように、介助するときにはびしょぬれになるっていうことがあるので。

そのこのところの配慮をしていただけないかなという声がありますが、いかがでしょうか。

その辺りの配慮をしていただけませんか。（発言する者あり）

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前11時25分休憩



午前11時29分開会

江副康成委員長

再開します。

小川智裕スポーツ振興課長

現段階におきまして、市民体育館、陸上競技場、駐車場から車椅子関係での動線においての屋根の設置等については検討していないという状況でございます。

牧瀬昭子委員

では要望で示させていただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたとおり車椅子の方は介助の方と、あと雨が降っている際に、傘を持ってとか、そのケアをする方がまた1人必要だという声がありまして、できるだけ障害者の方が乗り降りしやすい、介助者の方が介助しやすいようにしていただきたいというふうに要望して終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

江副康成委員長

じゃあよろしいですね。

質疑を終わります。



議案甲第17号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例

江副康成委員長

次に議案甲第17号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

小川智裕スポーツ振興課長

議案甲第17号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。厚生常任委員会資料、スポーツ文化部関係の7ページをお願いいたします。

国民スポーツ大会の開催に向けた市民球場のスコアボードの新設に伴い使用料を定めるものでございます。

スコアボードの使用料につきましては、1時間当たり小中学生が300円。高校生以上、一般を600円。市外を1,200円とすることといたしております。この部分につきましては、市民球場使用料の区分と同様となっております。

使用料の積算につきましては、電気料金の実費相当額、こちらを一般の使用料としてさせていただいているところでございます。電気料金の実費相当額を、使用料としていることから、夜間照明使用料と同様に、減免の対象といたしておりません。

施行日について御説明をさせていただきます。現在市民球場は、グラウンド等の改修工事中でございまして、その工事が9月22日までとなっております。10月からの使用開始といたしております。施行日につきましては、事前受付を1か月前から行う関係で、9月1日とさ

せていただいているところでございます。

スコアボードの概要につきましては、8ページをお願いいたします。工期、工事費、こちらにつきましては、記載のとおりでございます。

仕様につきまして、御説明させていただきます。②画面サイズ、こちらにつきましては、縦4.9メートル、横14.4メートル。画面面積69.12平方メートル。

6番目のその他といたしましては、スピードガン併設、チーム名、選手名、得点、BSO表示に加えまして、画面全体をフリーボードとして、映像等を打ち出すことも可能となっております。

以上、御説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩



午前11時33分開会

江副康成委員長

再開いたします。



地域福祉課・高齢障害福祉課

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）
報告第2号繰越明許費繰越計算書について

江副康成委員長

次に健康福祉みらい部関係議案の審査を行います。

まず地域福祉課、高齢障害福祉課関係議案の審査を行います。

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）及び報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

ただいま議題となりました議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）及び報告第2号令和2年度鳥栖市一般会計繰越明許費繰越計算書中、地域福祉課及び高齢障害福祉課関係分につきまして厚生常任委員会資料によりまして御説明をいたします。

資料2ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節3生活保護費国庫補助金の345万4,000円につきましては、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金として受け入れるものでございます。歳入は以上でございます。

次に資料4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項3生活保護費、目1生活保護総務費、節12委託料の345万4,000円につきましては、先ほど歳入で説明いたしました、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用いたしまして、アウトリーチ等の充実による自立支援の強化を図るために、アウトリーチの一部を社会福祉協議会に業務委託するものでございます。歳出については以上でございます。

続きまして、資料5ページをお願いいたします。

報告第2号になりますが、令和2年度鳥栖市一般会計繰越明許費繰越計算書中、款3民生費、項1社会福祉費のうち、事業名の一番上にあります、施設用感染症対策経費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として地方創生臨時交付金を活用いたしまして、検温のためのサーマルカメラを公共施設に配置するものでございまして、そのうち地域福祉課所管の社会福祉会館及び高齢障害福祉課所管の中央老人福祉センターにそれぞれ1台ずつ配置する分でございます。

地域福祉課関係は以上でございます。

武富美津子高齢障害福祉課長

続きまして、高齢障害福祉課分につきまして説明申し上げます。下の地域介護・福祉空間整備補助金につきましては、医療法人如水会が設置しておりますグループホームかがやきの里とどろきの老朽化に伴う施設改修が新型コロナウイルス感染症の影響で、年度内に完了が

困難となったための繰越しでございます。また、地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金につきましては、九州メディカルサービス株式会社が、轟木町に設置するグループホーム安心とどろきⅡが、新型コロナウイルス感染症の影響で、年度内に完成が困難となったための繰越しでございます。

以上、説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

池田利幸委員

4ページの委託料345万4,000円の補正のやつですけど。アウトリーチを社協に委託するってことになるんですけど、これ実質、内容的には社協のほうでアウトリーチの人を増やしてアウトリーチをやってもらうとか、その辺どういうふうな流れなんですか。

委託した後、社協の話ですけど、聞いている分とか、どういうふうになるんですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今回のアウトリーチにつきましては、今池田委員おっしゃっていただきましたように社協のほうに業務委託を行いますけれども、現在の社協のほうに人員といたしまして社会福祉士が2名おりますので、その者を中心に、うちの自立支援センターと連携して対応していくと。

ここの資格というのは特段ないんですけど、国が今回、生活困窮者支援制度人材養成研修、そういったものを受講することが望ましいというようなことを出してくておりますので、社協のほうで、これを受講していただくように、今回この345万4,000円の中で予算措置をして、そういった形で対応するようにしております。

池田利幸委員

研修を受けていただくための費用として345万円を出すってことですか。2名社協にいらっしゃるんですね。そこは増員するっていうわけじゃなくて——今までそうしたら、市と社協のアウトリーチの連携っていう部分で費用を出していたというのはあんまりなかったということですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今回の345万4,000円のうち、研修に関わる分が、ちょっと金額はあれですけど、含まれておりまして、研修費が1万円掛け7人掛け2回分ってことで、14万円がその研修受講料でございます。

それ以外につきましては、もともと2人社会福祉士おりますし、現在、市の地域福祉課のカウンターの前に自立支援相談員がおりますので、そこでもう連携策を図っておりますので、一緒になって今後やっていくということでございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。もともと社協の中には2人の社会福祉士の方がいらっしゃって、ですけど研修は今回7人が受けられる、新たに増やすっていうことになるってことですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今池田委員おっしゃっていただきましたように現在2名社会福祉士おりますけれども、今回のこの委託事業のために、7名社協のスタッフの方に受講していただくという予定でございます。

以上です。

江副康成委員長

ほかに。

樋口伸一郎委員

関連です。そもそも、今までの社協の担い手というか、役割というかあって、お金の補正額も分かったし、その事業内容も分かったんですけど。

そもそも今までやりよったところに新たな分を追加するっていうのが、担えるのかっていうか。負担とか、その辺は限られた分母で同じことをやった上に、また追加するっちゃうことそのものが、その辺対応できるんですか。

どんどんどんどん増えていくようなイメージですけど。社協の分が委託であるとか、いろんな業務があるんで、それがどんどん年々増えていきよると思うんですけど、その辺ってどうなんですか。

まだまだ向こうは余裕があるっていう状況なのか。それとも今言われたように、やっぱ増員とかして人を増やしてでも対応していかなきゃいけないときもあるかなと思うんで、その辺のバランスっていうのはどうなっているんですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今回のアウトリーチを業務委託する目的といたしましては、まずもって自立相談支援を強化していくと。いわゆるひきこもりとか、8050問題とかございますので、そういったものへの対応と。

あと社協との連携強化というのが目的の1つに掲げております。現在、社協では2人が福祉士しておりますし、今回の事業で7名、研修を受けていただきますけれども、既にアウトリーチといいますか、相談事業につきましては、この後、議案外でまた御説明いたしますけど、例のコロナ関係の貸付けとかの件で、日頃から連携を図っております。既にそこをやっておりますので、確かに業務としては、社協の業務は一部増えると思いますけれども、今やっている流れの中で十分対応できるものと。

もちろん今後、改めて社協のほうと打合せをしながら準備を進めていくつもりですがけれども。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

分かりました。社協のほうと打合せをしながらっていう部分では、やっぱり現状を見ながらしっかりやっていただきたいなと思います。

この事業だけで言えば、一部追加しておっしゃったんですけど、さっき言われたようにコロナの件とかもあるんで、例年どおりに増して、今やっていることはあるんですよ。その中にちょっとかもしれないんですけど、そういうのが入ってきたと。でも言われたほうはもう我慢してでもやるしかないと思ってあるかもしれないので、その辺の状況共有とかしっかりして、必要な分というのはもう議案に上程してでもやってもらうという流れでぜひ取り組んでもらいたいなという要望を申し上げて終わります。

江副康成委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

ちょっとお尋ねしますが、アウトリーチ事業っていうのは、もともと地域福祉課のほうでやられている事業。それで、今回は社会福祉協議会におられる現在2名の社会福祉士が既にそういう事業をやっておられる、おられていない？おられるのかどうか。

要は社会福祉士2名と、それからあとの7名の方に新たに受講をしていただくことによって、アウトリーチ事業に参加してもらうということですか。

それでいいですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

既に社協と連携した相談体制、アウトリーチ的なものについては取組を進めております。今回、この社協のほうで新たに7名受講していただくことで、いわゆるペアを組んで外に出て行く必要がございますので、今の2人ではちょっと業務が行き渡らないということから、社協と協議の上、7名程度受講していただくということで準備を進めております。

以上でございます。

成富牧男委員

ということは、全部社協のほうに、この自立相談支援事業をやってしまうっちゃうことじゃない？残るんですかね。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

その対象の方とか世帯のところにアプローチといいますか、出かけていくのは基本的には

アウトリーチ支援の部隊として社協にお願いしますが、その後今度は、それぞれの皆さんに沿った支援プランとか、そういったものもありますので、そこはやっぱり自立支援センターが関わってきますので、そこは密接に連携をしながら、今もやっているところがございますし、この事業でもやっていくということがございます。

江副康成委員長

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



**議案甲第16号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例**

江副康成委員長

次に議案甲第16号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

武富美津子高齢障害福祉課長

議案甲第16号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

条例案等参考資料の9ページをお願いします。

江副康成委員長

参考資料のほうやったですかね。今出してもらったから押してください。

大丈夫です。お願いします。

武富美津子高齢障害福祉課長

今回の改正理由につきましては、重度心身障害者医療費の助成対象者を拡充するとともに、申請期限を延伸するものでございます。

改正内容につきましては、重度身障者医療費の助成対象者に、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する重度精神障害者を加え、重度精神障害者が精神病床における入院を要した額を助成額から控除する規定を加えております。

また申請期限を、医療費を受けた日の属する月の末日から1年以内に延伸しております。

改正の経緯といたしましては、昨年、佐賀県及び県内各市町に、精神障害者の医療助成につきまして、重度身体障害者や重度知的障害者と同様に、精神障害者も重度心身障害者助成制度の対象としてほしいという陳情がっております。

県におきましては、令和3年度より、精神障害者手帳1級に該当する重度精神障害者を対象として追加する要綱の改正がされており、これを受けまして、今回条例を改正するものでございます。

施行日につきましては、公布の日といたしまして、令和3年4月1日より適用をするものでございます。

簡単でございますが、御説明とさせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

池田利幸委員

物すごくありがたいことだと思います。これ施行日は令和3年4月1日から適用するって、既に施行になっているってことですね。

遡ってなるってこと……（発言する者あり）

江副康成委員長

ちょっと答弁求めますので。

武富美津子高齢障害福祉課長

現在まだ申請の準備中ですので申請は出ておりませんが、4月1日に遡ってかかった医療費につきまして対応させていただくということになります。

池田利幸委員

じゃあよろしくをお願いします。

藤田昌隆委員

申請状況は何かある？誰かもう遡って4月1日から適用するということになっとるけど。

誰か、はいと、うちもぜひ適用をお願いしますという——何件かありますか。

武富美津子高齢障害福祉課長

現在は、まだこの条例自体が周知されておられませんので、今後、該当者の方に対しまして、文書で通知をさせていただくっていう広報と、あとホームページ等ですね、その辺りでも広報するという形を考えておりますので、通知が行ってから遡ったところで皆さん申請をされるというふうに考えております。

藤田昌隆委員

一応流れとしては、ちょっと重度精神障害者のやつは各県によってばらつきがあると。佐

賀県の場合はなっていないということで、団体のほうからぜひしてほしいということやけど。

これからいったら、恐らく鳥栖市が条例改正でしてっちゃうことは、県がじゃあ分かりましたと。県が、大本が変えたから、それに合わせて変えたということでいいですか。

武富美津子高齢障害福祉課長

藤田議員が今御説明されたとおりでございます。

藤田昌隆委員

今4月1日から、その条例になったのに、まだそういう団体だけにとか、告知の部分が非常に弱いかなっち。だって団体に入らなくても、非常に困って——言い出せない親がおるわけよ、あんまり外に言えないなとか。

というのがあって、これはきちんと鳥栖市民の皆さん方にこういうのがきちんとになりました——いいことですからね、これは。池田議員が言ったように、これは非常にありがたいことで、ぜひそういうものはどんどん広めてほしいと。そうしないと、隠れた人がたくさんいらっしゃるというのが懸念されるんで、告知の部分を、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

江副康成委員長

よろしいですかね。

樋口伸一郎委員

確認だけなのですぐ終わりますけど、さっき遡ってって言われたのは、他の条例の附則とかを見ていないのでちょっと分かんないですけど。その施行日のところは遡及して施行するみたいなのってありませんでしたっけ。これだと過去に遡ってというのは分かんけれども。それだけで、なければいいんですけど。

武富美津子高齢障害福祉課長

説明がちょっと悪かったのかもですけど、一応4月1日からの適用ですっていう形になりますので、一応、今、施行日よりも……（「分かります」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

分かります、分かるんですよね。これを報告になっていていいんですかね、今6月議会の委員会に出ているじゃないですか。ここで聞けば分かりますよね、おっしゃっていることすごく分かるんですけど。

例えば議事録とかを見て、ここでその件について議論というか協議したことを調べる人とかおらんとお思いますけど、それを見たときに4月1日からの施行というのは、ここでは聞いて分かるんですけど、そこで、ここでもんだときは遡及して施行するっていうところが、他の条文とかの附則のところに書いてあったりすれば……（「これはあった」と呼ぶ者あり）そ

うですね。

江副康成委員長

よかですか。

樋口伸一郎委員

頂きたいです。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

樋口委員おっしゃる部分につきましては、議案甲第16号の中で附則を設けております。その中でこの条例は公布の日から施行し、本会議で可決されたら市長が公布します。公布の日から施行して、条例の適用については、令和3年4月1日から適用するということとなります。いわゆる不利益な分については遡及できませんけれども、利益などについては遡及できますので、こういった改正をしております。

江副康成委員長

よろしいですかね。ほかにないですかね。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

ここでちょっとお昼になってしまったんですけども、議案外で1件報告事項があるんですよ。その報告を求めてもいいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

議案外の報告（地域福祉課）

鳥栖市地域福祉計画策定の概要について

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

江副康成委員長

それでは、議案外でございますが執行部からの御報告をお受けしたいと思います。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

地域福祉課のほうから、鳥栖市地域福祉計画策定の概要について、並びに新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について御報告をさせていただきます。

資料はタブレットの厚生常任委員会参考資料、議案外を御覧をいただければと思います。

資料1ページになりますが、初めに第4期鳥栖市地域福祉計画策定の概略についてでございます。地域福祉計画は、この資料の1の計画策定の趣旨に書いていますように、地域福祉の推進の主体である地域住民等の参加を得まして、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容であるとか、医療、その体制等について、庁内関係各課はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議を行いまして、目標を設定し、計画的に地域福祉の推進を図るということを内容とするものでございます。

この計画の期間につきましては、1ページの中段以降に書いておりますように、現在、第3期の計画期間が本年度、令和3年度までで終了することから、今後の地域における高齢者、障害者、児童その他福祉の分野における共通的な事項につきまして、令和4年度から8年度までの5年間の計画となる第4期計画を策定するものでございます。

次に資料2ページをお願いいたします。

策定スケジュールでございますけれども、実はこの計画につきましては、もう昨年度から着手しておりまして、学識経験者、市民団体、保健医療福祉団体、公共団体等の代表者等で構成をいたします鳥栖市地域福祉計画策定委員会というのがございます。あとそれとは別に、庁内組織の関係部署で構成しております鳥栖市地域福祉推進会議、ここでの議論を踏まえながら策定をすることにしております。本年1月よりもう会議等を始めておりまして、2月から3月にかけて、市民の皆様無作為で2,000名の方を対象といたしました地域福祉に関する市民アンケートを実施してございます。

この後、もうやっておりますけれども、7月にかけて、各地区のまちづくり推進協議会であるとか、福祉分野における様々な団体、約20団体ぐらいを想定しておりますが、この皆様との意見交換、さらには市民の皆様との意見交換、そういったものを実施をしていきたいと思っております。

こういった市民アンケート、それから座談会の意見を踏まえ9月頃に素案を策定した上で、パブリック・コメント案を市議会のほうに御説明させていただこうと思っております。その後パブ・コメの整理を行いまして、年明け1月には第4期の計画を策定をしたいと考えておるところでございます。

この件につきましては、今回委員会のほうにお話ししておりますけれども、次の9月議会のほうでまた進捗につきましては、改めて御報告したいと思っております。

次に資料3ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金でございます。これは今、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化をしている中で、先ほどちょっとお話にも上がりましたがけれども、社会福祉協議会のほうで実施をしております総合支援貸付け等の再貸付けが終わったこ

などによりまして、この貸付けは利用できずに、なおかつ、それでもって生活に困窮する世帯に対しまして、就労による自立を図るため、またそれが困難な場合には、円滑な生活保護の受給につながるように自立支援金を今回支給するものでございます。

この対象となる主な方といたしましては、この3ページは、国がお示ししておる資料ですが、緊急小口資金等の特例貸付けにおける総合支援資金の再貸付けが終了した世帯で、世帯収入及び資産が基準額以下、そして求職活動を行っている方が対象となっております。

この手続につきましては、7月1日から申請を受け付けまして、該当する方には一月当たり単身世帯で6万円、2人世帯で8万円、3人以上で10万円が最大3か月、マックス30万円となりますが、支給されることとなります。この申請は8月末までとなっております。

この事業につきましては、国が事務費及び事業費の10割を補助することとなります。この国の制度の発表が実は5月の末でございまして、その後の事業実施に向けて国から資料等が順次出てきておりますけれども、現在市のほうでこの給付金の対象となる要件の確認作業等を行っているところでございまして、今議会の追加議案提出が間に合いませんので、専決処分による事業実施を予定しているものでございます。

以上、駆け足でございますが、2件議案外の説明をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

江副康成委員長

どうもありがとうございました。この際ですので、確認したいことや御意見等ございましたらお受けいたします。

樋口伸一郎委員

この制度ですけれども、今テレビとかでもよくあっているやつですけれども、これ要は再貸付け、社協の総合貸付け資金をもう200万円まで借りた人って、かなりハードルが高い分はあるんですけど。

これって今鳥栖市で把握している対象者ってどれくらい想定しているものなのか。かなりのハードルで皆さん本当に使えるのかっていう部分もあるんですけど、対象者ってどれくらいを見込んであるんですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

現在精査中でございますけれども、再貸付けまで終わっていらっしゃる方が5月末で53件ございました。それから少し時間が進んでおりますので、幾らか対象が増えるだろうということで、そこら辺を踏まえて、対象者の積算をしているところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。ここの国の部分では53人いるってことですけど。テレビでもよくあるんですけど、人ってお金は借りたくない。ですから、それでもうどんだけでも我慢している人たちもおるけど、金を借りた人だけがもらえるっていうのはどうだっていう部分も話が出ています。

対象者っていう部分は今分かりましたけど、それ以外の部分も、本当に困っていらっしゃる方っていう部分は一旦調査をしていただきたいなど要望して僕は終わります。

江副康成委員長

よろしいですか。

牧瀬昭子委員

第4期鳥栖市地域福祉計画策定の概要について質問ですけれども、2019年の9月に議員条例として共に学び成長する子ども条例というのができまして、それを反映させた形でぜひ福祉計画の策定にも取り入れていただきたいというふうに、地域の方々、障害者団体の方からも要望を頂いております、これに何か反映する形のものっていうのは何か現段階で考えているものっていうのがあれば教えてください。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

牧瀬議員御質問の部分でございますが、この計画につきましては、地域における様々な課題、福祉からですね。それは高齢者や障害者であり、また児童、小さい子供さん、もちろんそうでございます。

そういったものに対してどういった課題があるのかというのを、これまで3期計画の中で、一定整理をしておりますけれども、改めて今回4期に当たりまして、今課題の抽出をやっております。

その方法としては各種団体からの意見、あとアンケートの結果、そういったものの中から、今牧瀬委員が言われたようなことも課題として上がっていくとすれば、そういったものを集約しながら計画にどのような形で反映できるのか、そこも含め、今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。御説明の中でもアンケートを広く取られるということで、その関連の団体さんだけでなく、地域全体で福祉のことを考えるという計画を立てていかれようとしているのはすごく見えたんですね。

住民の方とか福祉団体の方に言われたのが、障害を持っている親御さんとか、周りの方たちにはすごく敏感に感じ取れるものはあるんですけど、条例も含めてそうですけど、社会

福祉について、もっと鳥栖市民全体がもっと知ったりとか、そういう社会福祉に対する熟した社会にしてほしいということなので、ぜひアンケートを取った後に、より広報活動といたしますか、そういった鳥栖市が目指してる方向性というのをぜひアピールもしていただきたいと思って、要望として。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

先ほど私が事業の説明の中で触れたつもりだったんですが、アンケートにつきましては、もう既に2月、3月で終わっております。そういったものを踏まえての計画策定になってまいりますので、その中でも意見が出ているものもありますし、今後やっていく中で出てくる意見について整理をしてまいりたいと思っております。

江副康成委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

自立支援金の話ですけど。このところちょっと確認しておきたいんですけど、一番上の新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるというふうに国も考えているってことですね。それとこれ、返さなくていい人たちっていうのがあったでしょう、対象。その基準っていうかそれを教えて。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

もともと緊急小口資金等、この制度が始まったときには、貸付けでございますので、もちろん本則では一定期間たちますと、償還義務が発生いたします。ただ、こういったコロナの状況を踏まえまして、特例ということになっております。それによりますと、償還が発生する時点で、住民税等の非課税になる場合には免除されるというようなところで聞き及んでおります。

なお今回の分につきましては、給付ですので、いわゆるやり切りといえますか、そういう形になると思います。

以上でございます。

江副康成委員長

よろしいですか。ほかにありませんですか。

[発言する者なし]

以上で執行部からの報告を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後0時12分休憩



午後 1 時19分開会

江副康成委員長

再開いたします。



こども育成課

議案乙第17号鳥栖市令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

江副康成委員長

次にこども育成課関係議案の審査を行います。議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）及び報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

林康司こども育成課長

ただいま議題となっております議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)について、こども育成課分につきまして、委員会資料にて御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

委員会資料2ページをお願いいたします。

まず歳入から御説明申し上げます。2段目でございます。款16国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金で、保育対策総合支援事業費補助金につきましては、3月補正時に繰越明許費とし、令和3年度に実施する新型コロナウイルス感染症対策事業である保育環境改善等事業に充てることとしておりましたが、県において、令和2年度の繰越しではなく、令和3年度の予算として取り組まれることとなったことにより、今回併せて再計上しているものでございます。補助率は2分の1でございます。

次の子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世

帯、今回は独り親世帯以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯の生活を支援するための子育て世帯生活支援特別給付金に対する国庫補助金で、補助率は10分の10でございます。詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

続きまして、款17県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費県補助金で保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育所等における新型コロナウイルス感染症対策事業である保育環境改善等事業のうち、認可外保育事業所に対して充てるもので国庫補助金同様、県において予算を6月補正にて再計上しておりますので、本市においても今回併せて再度計上いたしましたものでございます。補助率は2分の1でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。資料3ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目2保育園費、節10需用費の消耗品費につきましては、公立保育所4園の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策経費でございます。主に消毒液や手袋、紙タオルなどの感染防止用品の購入を予定しております。

節18負担金、補助及び交付金の保育環境改善等事業補助金につきましては、市内の私立保育所等に対して令和2年度同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策経費を補助するものでございます。感染症対策のため、時間外に消毒、清掃を行った場合のかかり増し経費や、マスク、消毒液等の必要経費を補助するものでございます。

続きまして、目4子育て世帯生活支援特別給付金給付費について御説明申し上げます。資料6ページをお願いいたします。

事業名子育て世帯生活支援特別給付金給付事業でございます。事業の目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加を勘案し、支給対象者世帯の児童1人当たり一律5万円を子育て世帯生活支援給付金として支給するものでございます。

次に事業内容でございます。支給対象者の主な方につきましては、①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者。この対象者につきましては、児童手当または特別児童扶養手当の口座に振り込みさせていただくことで申請不要となっており、7月中の支給を予定しております。

次に申請が必要な者として②でございます。①の支給対象者のほか、対象児童（18歳年度末までの子（障害児については20歳未満）の養育者であって、次のいずれかに該当する者です。令和3年度分の住民税均等割が非課税である者。または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められた者となっております。

②の支給対象者につきましては、申請を必要としており、独り親世帯以外の18歳年度末児童のいる世帯。または20歳未満の障害児のいる世帯に対し給付金の申請に必要な書類を送付いたします。

申請手続が必要な理由といたしましては、児童手当は15歳までとなっており、今回の支給対象児童の年齢が18歳まで、または20歳未満の障害児としていることから、その世帯の口座情報がないことによるものでございます。事業費といたしましては、子育て世帯生活支援特別給付金の対象世帯児童見込数を1,500人とし、児童1人当たり5万円の給付額で7,500万円。事務費の597万3,000円につきましては、会計年度任用職員の報酬等及び給付金を支給するためのシステム改修委託料などがございます。

なお申請期限につきましては、令和4年2月28日までとなっており、令和3年4月以降出生の新生児につきましても、均等割住民税非課税の世帯であれば対象となっております。

以上で説明を終わります。

続きまして、報告第2号繰越明許費繰越計算書についてのうち、こども育成課分について報告をいたします。資料は、委員会資料の5ページをお願いいたします。

令和2年度鳥栖市一般会計繰越明許費繰越計算書、款3民生費、項2児童福祉費のうち、事業名子育て支援クーポン券発行事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、産前産後の時期に、里帰りや実家からの応援が困難な方々をはじめ、1人でも多くの方の子育てを支援する目的で実施する事業でございます。

子育て支援の内容といたしましては、既存の子育て支援事業を活用するものとしており、鳥栖市シルバー人材センターで取り組まれている妊産婦家事、育児支援及び鳥栖市社会福祉協議会のファミリー・サポート・センターによる子育て支援でございます。

支援の対象者を鳥栖市に住民票があり、令和3年4月1日以降に出産予定の方。または令和3年4月1日から、令和4年3月31日末までに母子手帳の交付を受けた方としていることから、令和3年4月1日から子育て支援クーポン券を各戸配布しているため、令和2年度中に執行した印刷製本費の一部を除いた予算につきましては、繰越明許費の計上を行っております。

次に事業名施設用感染症対策経費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用しての公共施設へのサーマルカメラ導入の一環として、公立保育所4園に1台ずつ購入するものでございます。5月27日に、今回サーマルカメラを導入する公共施設分について一括して入札を行っており、7月中旬までには設置を行う予定でございます。

説明は以上となります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。どなたかございませんか。

池田利幸委員

主要事項説明書の6ページ。子育て世帯生活支援特別給付金事業。これ独り親世帯以外の低所得者に今回出されるっていう部分ですけど、これ事業費として見込みが1,500人。まあまあ多い。要は、住民税均等割が非課税であるってことは、所得が130万円以下の家庭になるっていう理解でまずいいんですかね。

林康司こども育成課長

議案審議でもお答えさせていただいたように、扶養家族とかの人数にもよりますけれども、夫婦及び子供1人であれば収入見込額であれば168万円となっております。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

御夫婦と子供1人いらっしゃる3人世帯につきましては、非課税相当限度額、収入ベースで申し上げますと168万円となっております。

以上でございます。

池田利幸委員

168万円ってかなり厳しいというか、所得としては生活が苦しい感じだと思うんですけど。これ人数ベースで1,500人って想定されているじゃないですか。大体、家庭でいったら何世帯の方々も想定されているんですかね。

林康司こども育成課長

対象児童の見込数といたしまして1,500人を上げさせていただいておりますけれども、こちらは国が照会をかけてこられたときに、本年2月の児童手当の受給対象者の数に係数を掛けて出した数字をそのまま交付申請額として出してくださいっていうことになっております。そのときに試算した数字が1,500人となっております。

まだちょっとシステムが改修前ですので、具体的な数字は出ておりませんが、5月末で令和3年度の住民税課税状況が分かっておりますので、その中から、年齢構成で引っ張ってきた数字でいきますと、かなり数字は落ちて少なくなっております。

池田利幸委員

さっきの御夫婦2人で子供1人っていうモデルケースでいけば1,500件ってなるし、大体今1件で2人ぐらいお子さんがいらっしゃるとなっても、750件ぐらいもうそれに当たるってなったら、本当に結構な、鳥栖市としても問題っていうか、やっぱり別で考えなきゃいけないっていうのもあるんだろうなっていう部分で、この根拠のところを1回お伺いしときたかったんで、ちょっとお伺いしました。

あと、家計急変で令和3年度分の住民税均等割が非課税に当たる者っていうこの方々っ

ていうのは、判断的にもう既に把握されて——まず申請を、この方々から申請をしてもらわないといけないっていう部分になりますけど、その方々は御自身で判断ができるんですかね。こっちから通知を出すっていうお話でしたっけ。

林康司 とも育成課長

今回事業のお知らせにつきましても、もう18歳以下の児童がいらっしゃる世帯には全て通知を出すようにしております。その数およそ8,100世帯です。

池田利幸 委員

基本的には8,100世帯の方々全部に送って、そのうち御自身でこれに当たるのか、当たらないのかっていうのを判断していただいて申請をしてもらう。逆に、自分で判断できない方はもらえない可能性があるってことになるんですかね。

林康司 とも育成課長

今回申請を必要とする世帯につきましては、今回の対象年齢が高校生の年齢までとなっておりますので、児童手当が支給される児童がいる世帯で、高校生の人がいる世帯につきましては、そのまま積極支給で申請なしに支給できるんですけども、世帯で高校生のみしかいらっしゃらない世帯につきましては、まず非課税世帯であれば申請が必要でっていうのが1つあります。

それと家計急変につきましては、令和3年1月以降の収入で、例えば10万円でありましたら12掛けて120万円、それが世帯の非課税見込額になれば、申請していただくということになるんですけども、そういった申請例を同封して、お知らせはいたすんですけども、議員御心配のとおり、自分がどうなるか分からないっていう方向けの御案内も含めた内容の周知というふうなことにはしていきたいと思っております。

池田利幸 委員

私自身もそうですけど、何掛ける何とかいう計算式で当てはまるかどうか判断してくださいとかいう通知が来たときに、大体一般市民の方々って、それを見ても判断できないんですよ。分からない。ですからその部分は——要は8,100世帯に送付しますってことは、児童手当とかを、今そのまま渡してある方々以外のところで8,100世帯通知をするっていう話になるんですよ。ではないんですか。

林康司 とも育成課長

18歳以下の児童がいる世帯が8,100ですので、その中には児童手当を受給されている世帯もあります。

池田利幸 委員

全部で8,100世帯っていうことでしょうか、本当に渡すっていうときに、今回のやつは、

申請をしなきゃいけない方々っていう部分へのケアっていうのは、本当に気を遣ってやっていただきたいし、相談窓口じゃないですけど、そういうところの周知、何かあったらこども育成課に相談、電話してくださいねとかいう部分の案内もしっかりしてもらって、本人さんたちが少しでも助かるようにやっていただきたいなと思います。

よろしくをお願いします。

藤田昌隆委員

家計急変という言葉が、非常にファジーなやつが出てきて、令和2年と比較するのか、令和3年1月から何月まで、例えば1か月だけ、10万円減りましたとか、1万円減りましたって。本人にとっては1万円も10万円も減ったことに変わらないなっちゃけん、その辺の家計急変の縛りっていうか、定義っちゅうか、ルールちゅうか、これが何万円まで下がったらとか、全体の収入の何%下がったら家計急変って認めるのか。そこは？ちょっと分かりませんが。

林康司こども育成課長

今回の給付金の家計急変の考え方につきましては、その方の一月の収入額が例えば10万円であれば1年間で見えた場合、令和3年1月から令和3年12月の収入、申告すれば令和4年の課税額っていう計算の基になる1年間の収入所得の数字が非課税見込額の額になれば家計急変とみなします。

藤田昌隆委員

例えば令和3年5月までは非常に苦しいちゅうか、だんだん下がり傾向があって、ところが途中からコロナも全部が全部マイナスじゃないけんね、大きく利益も出しているところもあるし。そういうところに——いや、そういう急変ちゅうか、年間で今見られたけど、途中から回復して、職場を変えて、非常にもうかるアルバイト、時給がいいところ行ったら上がるわけよね。そういう場合はどがんすると。じゃあ1回、年間見て、上がってしまった、じゃあ戻さないかんわけ。

林康司こども育成課長

現在出ているその取扱いにつきましては、返還は求めていることになっております。

藤田昌隆委員

ということは、中にはもらって利益を出したちゅう人も出てくるたいな。

林康司こども育成課長

その可能性はございます。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

家計急変につきましては、先ほど林課長のほうから御説明したとおりなんですが、申請し

たときは少なく、藤田議員が御心配されているのは、その後に大きな収入がある場合があるんじゃないかという御質問だと認識しております。それにつきましては、申請時点におきまして、その後、非課税——申請時点で、非課税相当限度額を上回る年収の職についていなければ、お渡しできるということで、この辺りは確認を取るようになっておりますので、補足説明させていただきます。

以上でございます。

藤田昌隆委員

俺はやるなどは言いよらんとよ。できるだけみんなに公平に、これ税金ですからね。

それで、独り親家庭とか、前回何万円やったっけ……。そういうのをもらった上で、また今回もってということだけ最初説明を受けたときに、非常に縛りが厳しいですということやったけど、今聞いたら、非常にファジーなところがあって、家計急変とかそういう訳の分からん言葉を出してきて、尺度にはまらんような、相手方は——それこそさっき言った申請者が、幾ら下がったら出していいとっち、1万円でもいいと、1,000円でもいいというふうにならんかなと。

以上です。

江副康成委員長

ほかに。

成富牧男委員

今の話だけど、例えば一月の収入10万円ってさっき言いよったよね。これ一月の対象となる月っちゅうのは何月から何月まで。

林康司こども育成課長

令和3年1月から12月まででございます。

成富牧男委員

それは分かりましたが、さっき藤田議員の絡みで答弁された分は、給与所得者は分かりやすいと思ったよね、新しく仕事に就いたら。あとは自営業者とかはもう自己申告しかない。そこのところはどうなると。

林康司こども育成課長

自己申告になってまいりますので、一月の収入が分かるものをお示しいただいて、判断をさせていただくこととなります。

成富牧男委員

再度の確認ですけど、さっき説明あったんですけど、収入の168万円って言ったかね。説明がありましたかね。そしてそれが所得のいくらになるかっていうことで。それは、全てそれ

こそ——自営業者さんの収入だったら、収入と所得というのは当然まちまちよね。

そこら辺は例えば、給与収入ではっていうことですか。そこら辺をちょっと説明して。

野中潤二 子育て支援係長

先ほど申し上げた168万円につきまして……（発言する者あり）につきましては、御夫婦と子供1人の3人世帯の場合で申し上げた例でございます。

成富議員御指摘のとおり、その168万円というのは収入ベースでございます。所得の場合はまた違う金額を示されていますので、同じ3人世帯で所得ベースで申し上げますと110万8,000円になります。

以上でございます。

成富牧男 委員

だから余計——藤田議員もそういうつもりでさっきからずっと言われていると思うけど、池田議員もばってん。自ら、これもう違うばいとかならんごと、くれぐれも自分で無理して計算しきらんなら計算せんでよかって、もうまた忙しくなるばってん、とにかく相談してちょうだいっていうスタンスが必要よね。

その中で、1つの目安としてはさっき言われた、夫婦と子供1人の場合、例えば給与収入ではこうですよというふうに、それは最終的に所得で見るとちゅうことなんやろ。

林康司 子育て課長

申請者の方がどちらか計算しやすいほう、申請者の方の有利になるような数字で出しているだけようになります。

成富牧男 委員

なおさら丁寧に——あんまり丁寧過ぎて分からんて言いんしゃったら、もう遠慮なくうちに相談してくださいって言わないかんね。

以上です。

竹下繁己 委員

国の施策の窓口になっているということで、これに対しては何も言うつもりはないですけど、高校生までの世帯ということで、例えばもっと、大学生がいたりとか、専門学校生がいたりするところの家計のほうに苦しいんじゃないかなと、僕はちょっと思うんですよね。そういったところをケアするようなメニューとかは、現在そしてこれから、どうかなりそうですか。何かありそうですか。

林康司 子育て課長

市の独自の施策でということ。（「全部です」と呼ぶ者あり）

現在、子育て課で把握している分で国の施策については、把握しているものはござい

ません。市独自としていたしましても、現在のところはちょっとまだ考えていないところです。

竹下繁己委員

大学生の貧困とか、そういうのもよくメディアに出てきて、コロナ禍でアルバイトもできないと。やはりそういったところも、恐らくこのハードルの——この均等割で非課税の家庭という結構ハードル高いですよ。恐らく人数もそんなに多くはないと思うんですよ。予算的にもそんなに膨らまないと思うんで、検討するつもりもないっていうことなんですけれども、検討はしないということなんですけれども。

今後のために例えば、この案内を出すときに、状況把握ぐらいできたらいいなと思うんですけど、その辺りどうですかね。うちには専門学校生がいますとか大学生がいますとか、そういう鳥栖市内の状況把握まで行けんですかね。

林康司こども育成課長

申し訳ございません。こども育成課でまず児童——縦割りではっていうところもあるかと思えますけれども、児童の年齢を取り扱う課としては、ちょっと申し訳ございません。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

今申しあげましたように、こども育成課につきましては、あくまでも18歳以下の児童を対象とした福祉施策を行っております。主にはもう児童でございます。

必ず丁寧な相談を心がけておりますので、それでも困窮——それに該当する高校生とか、専門学校とかで行かれていて困窮する世帯であれば、お隣の地域福祉課のほうに生活自立支援センターがございますので、そちらのほうで御相談いただくという形になろうかと思えます。

以上です。

竹下繁己委員

ありがとうございます。最後に高専がありますね。久留米高専とか、あれも18歳までしか支給しないということになるんですかね。

林康司こども育成課長

委員御指摘のとおりです。年齢で対象を区分しておりますので、今年度末18歳になる者までとなっているところでございます。

牧瀬昭子委員

この支給に関してですけれども、DV被害を受けている方で別居をされていて、そして子供さんを引き取っている方で、世帯主ではなくて受給をする方ではないほうの方が育児をしている方のところに対しての、そういうサポートと申しますか、というのは、どのようにお考

えでしょうか。

野中潤二 とも育成課子育て支援係長

DV避難者の方につきましては、避難先の居住地で支給されるようになっております。

以上でございます。

牧瀬昭子 委員

では、それについてはどういうふうにして、その方にそのことを伝えていただいておりますでしょうか。

林康司 とも育成課長

DV避難者、多くは住基支援を受けてある方につきましては、当然うちのほうの婦人相談員等々把握しておりますので、その方々には、そういった方の情報から御案内をさせていただくようになります。

牧瀬昭子 委員

ありがとうございます。鳥栖から県外に異動された方に対してもでしょうし、鳥栖に避難をされてきた方にでもそうでしょうけれども、ぜひその情報を伝えていただきたいと思っております。

ちょっと続けて、先ほど8,100世帯の方にお送りして、その方々が本当に自分がもらえるかどうか分からないっていうので、全部とも育成課さんにどうぞっていうのは、これ国の政策なので、ここから要望ですけど、国に対して、これ全国どこでもそうだと思うので、自分の急変した金額が例えば、今まで20万円もらっていたところが10万円になりましたっていうのを入れたら、自分がその対象に――で、子供が何人いて、夫婦でっていうのを入れたときに、自分は対象になるかぴっと分かるとか、スマホとか携帯とかで見たら分かるような、そういうシステムをぜひ、もう今後のことも考えてつくっていただけるように要望していただきたいなと思いました。

林康司 とも育成課長

ありがとうございます。

1,500名のところでちょっと1つ修正があって申し訳ございません。

1,500名の根拠が今年の2月の児童手当数と申しあげましたけれども、正しくは令和2年2月の児童手当の受給者数でございました。すいません、訂正いたします。

それと先ほど牧瀬委員からお話いただいた分につきましては、世帯家族構成ですね、夫婦及び子供の人数、それと所得での非課税限度額、収入での非課税相当限度額の一覧表もつけて各世帯には送付するようしておりますので、それを参考にいただければと思っております。

成富牧男委員

すいません、ちょっとずれるばってん、児童手当は前は——それこそ今牧瀬議員の質問にあったんだけど、子供を、DVでの被害者のお母さんが、もう実際面倒見よっても、こっちに行くっていう時期があったよね、児童手当が。なかった？

それはそうなら、もう今直っているってことね。そっちにはもう行かない。もうこの人が面倒見よろうがって言っても、すったもんだしたことあった。今はない？

林康司こども育成課長

成富委員のとおりでございます。

江副康成委員長

いいですかね。質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 1 時 55 分 休憩



午後 2 時 5 分開会

江副康成委員長

再開します。



健康増進課

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

江副康成委員長

次に健康増進課関係議案の審査を行います。議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）及び報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

こんにちは。健康増進課でございます。

それでは、委員会資料に従って御説明をいたします。委員会資料の2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目3衛生費国庫負担金、節1保健衛生費国庫負担金でございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金で、ワクチンの接種費用についての負担金です。補助率は10分の10でございます。詳細は歳出のところで御説明いたします。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節12委託料でございます。新型コロナウイルス予防接種委託料でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種費用につきましては、当初の追加補正で、医療従事者、高齢者分の1万9,500人分を計上し、今回16歳から64歳までの4万3,500人分を計上いたしております。目的は、新型コロナウイルス感染症による死亡者や重傷者をできる限り減らし、結果として、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図るため、市町村において新型コロナウイルスワクチン接種を実施するものでございます。

事業内容につきましては、先ほどのとおりでございます。事業費につきましては、予防接種委託料2億4,495万9,000円となっております。

続きまして、令和2年度鳥栖市一般会計繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業、金額2億3,583万2,000円。翌年度繰越額1億4,730万2,000円でございます。

専決で、2月に接種の体制整備予算を計上しておりました。接種費用負担金につきましては、令和2年度の支払いがないということで、3月補正で落とし、4月当初に追加で計上しておりました。

以上でございます。

ちなみにすいません、補足でございますが、6月16日水曜日現在の高齢者の接種状況でございます。1万8,427名の対象者に通知を出してございまして、昨日現在ですが、1回目の接種を終わられた方が1万3,401名。接種率は72.7%。2回目の接種が終わられた方が6,777名。接種率が36.8%となっております。

以上でございます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

7ページの説明書の中でちょっと聞きたいんですけど、65歳以上とそれ以下で、人数と規模が大分大きくなるわけですけど。改めてその考え方、16歳以上の中で、どのように事を進めていこうかっていうところを教えてください。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

64歳以下の接種の進め方でございますが、通知の発送につきましては、年齢順に随時発送していく予定でございますけれども、接種の方法といたしましては、個別接種の方法で実施をいたします。ただし、働く世代の方たちが、今後、この世代から若い方については、増えてまいりますので、平日の医療機関の受診可能な時間帯だけでは受診ができない方も考えられますので、平日の時間外及び土曜日の午後、あと日曜日の接種可能な医療機関を募って、そちらを公表して周知していきたいと考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。年齢順ってというのは、下からの順ってことでいいですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

上からの順です。すみません。

樋口伸一郎委員

じゃあ上からですね。分母が増えるわけですし、個別接種でそのままっていうことは、実際接種をされている個別の場所が増えるわけじゃないので、期間をどのように考えてあるかを次に教えてもらっていいですか。

今までかけてきた65歳以上の方の今御紹介いただいた接種率に持っていくために、個別接種会場で打たれていって今の結果があるわけですけど、その人数が増えて個別の接種会場はそんなに激増はしないという中で期間はどれくらいで見てあるか。

同じペースで打てないと思うんですけど、どうでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

鳥栖市では4月19日から高齢者の接種はスタートいたしました。で、4月中はワクチンの供給が少なかったもので、4月中に実際に接種ができた方は1,000人程度で、ゴールデンウィーク明けから、実際には5月17日の週ぐらいからが、ワクチンの供給が増えてきたところで、現実、今までの間約1か月でこの接種率となっております。

対象者の方が今より約2.2倍から2.5倍になりますので、もちろん対象者が増えてくるってことは考えてございます。医療機関の数は、おっしゃいましたように、小児科が今回若

い世代に入ってくると、希望接種医療機関として追加をしていただいていますので、若い世代については小児科の先生方の力も借りながら、それと、今まで現在に加えて、時間外、土曜の午後、日曜の接種体制を取って対応していきたいと思っております。

見込みでございますけれども、できれば秋には終了したいと考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。今までと同じ流れに工夫をしながら、接種速度と申しますか、そこは維持をされたいと。できれば早く接種をしていけるような状況に持っていききたいということで、それは分かるんですけど。

であれば例えば、今のコロナウイルスの——65歳以上になったとき、そもそも最初の国の方針が、変異株とかが出る前の方針で、後々変異株が出てきたじゃないですか、後からですね。ですから今、国の方針でいろんな工夫を、今言われたような工夫をしながら進めていくことと、県の助言を仰ぎながらにはなりますけど、ちょっと事前に聞きに行ったりもしてたんですけど、市町で独自に検討したり、県と相談できる部分の範疇が出てくるわけですよ。

これ変異株以降の話ですけど、この中で今回も一般質問で様々な議員さんが提案っていうか、質問されたわけですよ。例えばですけど、分母が2.5倍ぐらいになると。打つ場所はそんなに激増はしないという中でどういう工夫をできるかということの観点から、例えばですけど、保育士さんの優先接種、御答弁では余った分というか、キャンセルした分を検討していきたいということだったんですけど。

それとか、また小学校の教職員とか、自治体によっては、消防署職員とかいろいろあるでしょうけど、その辺りの検討も今の国の方針は、国に求めていかなんところもありますけど、変異株が出てくる前の方針なので、市としてもそういう検討をしていって、今のキャンセル待ちを、そういう集団、携わりやすい人たちに打っていくという、キャンセル待ちももちろんいいことだと思うんですけど。

もう一步、先の工夫もしていかなきゃいかんと思うんですけど、どうでしょうか。

秋を目指すというところに異論はないんですけど。考え方を教えてください。で、私終わります。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

変異株が増えてきた、増えてこない。だからどうかって言われると、それで対応が特別に変わるわけではなく、実際はスピードをアップして、接種を進めていくということかなとは思っております。

優先接種の考え方でございますけれども、今回6月議会の一般質問の中でたくさん御質問いただいた中で、保育士さん、あと幼稚園の先生方っていうところの方々を、クラスターも起きてい

ますので、優先接種に入れてほしいという御要望もございます。

確かに、対応いただく対象の子供たちが、ワクチン接種の年齢にない方たちでございますので、その辺はこちらのほうとしても検討すべきと考えて、優先接種と言いながら、ワクチンの無駄をなくす方法ということで、キャンセル待ちで若い世代の先生方を繰り上げて接種をする方法というのを考えてきたところでございます。

同様に、放課後児童クラブの指導員さんですとか、小学校の先生も対象がワクチン接種をしない方たちでございます。また、ごみの収集をする方ですとか、あと今上がってきているのは、留学を予定している方とか、たくさんいろんな職種の方たちが——あと運送業の方々、本当にたくさん自分たちが危険度が高いと言われている中で、どの方たちを優先するかっていうのは、もう本当に1つオーケーと言ったら、こちらの方は自分たちもってというような状況でございますので、私たちができるのは、なるべく早いうちに若い世代までスピードをアップして接種を進めていくということではないかなと。

もちろん先ほど追加で必要性を言われた方々についても対象として今後検討することは考えております。ただ、もう一つ今回違うのは、今職域接種も国のほうで検討してありまして、1,000人以上の職場の方たちを対象に、今希望を募って、具体的に動いてあるところもございまして、あと県が大規模接種会場を設けて、それを県民に広く広げております。ですので、大規模な接種会場としては、いろんな選択肢が出てきますので、それと同時に自治体の接種、個別接種を進めていくっていうのが大事なかなというふうに考えております。

樋口伸一郎委員

質問じゃないです。最後、しゃべりっぱなしで終わりますけど。検討されるということでもいいと思うんですよ。今ほかの自治体もやっておられるじゃないですか。北九州市さんとかも実際保育士さんを先に打つと言ってされていますし。

ですから、さっき課長からお答えいただいたとおりでいいと思うんですよ。検討の結果、無作為にそんな団体さんが来られても、手に負えないから、鳥栖市としては、そのままの方針で打ちますでもいいじゃないですか、検討結果ですから。

ただそれが、今の国の方針のまんま何もするのとししないのじゃ全然違いますので、様々な今言われた想定をして、保育士さん、教職員さんもその1,000人規模の職別でもいいですし。

検討した結果、鳥栖市としてはこういう優先順位でいくっていうのを検討してくださいっていうのを伝えたいです。

ですから、それをどの優先接種、保育士を先に打てとかじゃなくて、そういうのを検討視野に入れて、検討をして鳥栖市としてはこういう理由があって無作為になっちゃうから、それをやめて、こういう打ち方をしますっていうのが、分母が増えるからぜひ持っていただき

たいということをお伝えしたくて質問しました。

あとはバトンパスです。

藤田昌隆委員

最初に今、鳥栖市で一番胸張って、県内の中で、全国でもそうやけど、接種率が非常に高いと、スムーズにいつているというのは、1つはやっぱり最初かかりつけ医にしたと。判断をつけて、団体接種じゃなくて、かかりつけ医がメインということで、その対応を取られたけん、その結果がこういうすばらしい結果になってると思うんやけど。今は65歳以上のあれやったけん、まだいいたいね。

ところが、やっぱり16歳以上から64歳までだと、今度は前の高齢者の打った、どうやった、副反応は、痛かったとか、そういう意見が今度は蔓延するたいな。

その中で、私はコロナのワクチンは、コロナを抑え込むには、もう今の手だてはワクチンしかない、まずともかく打つ。変異株っていつても、今鳥栖で、ドイツかインド株とか、イギリスとか出ていますか。私はそういうのは聞いていないんやけど、ひょっとしたら出てくるかもしれんけど。

しかしそれでも、じゃあその変異株に対してこのワクチンが絶対効くとか、それはないわけやけん。だからやり方としては、今あるワクチンをともかく打つ、1%でも、1人でも多く打つっていうのが鳥栖のコロナを抑え込む一番の方法だと思うよね。

その中で、今企業の団体接種が非常に叫ばれてきている中で、1つはさっきちらって言ったんやけど、例えば1,000人おって3分の1が鳥栖、3分の1が久留米、3分の1がみやき町、3分の1が小郡とか、そういうふうなんやね。それで今さっき答えていつるか、そのワクチンは県からもらうんじゃなくて、国が出すということなんやけど。

そうした場合に打ち手、産業医を持っているところは恐らく看護師さんたちが10人とか来て、たっただって打っていくと思うんよね。ところが問題は中小企業。

だから一番いいのは、商工会議所を中心にそこが音頭を取って何月何日、集団でしましよいうよということに関して、そういう音頭を取るとか、私はするべきだと思うんやけど、いかがでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

藤田議員がおっしゃるように大手の産業医さんがおられるところは、話がスピーディーに進んでいるというふうに聞いております。実際、私たちも県のワクチン接種チームが企業の職域接種の窓口になっておりまして、そちらのほうからいろいろ情報をもらう部分もあるんですけれども。

職域接種をするに当たって、申請を企業から受け付けてあるんですけれども、その条件が

いろいろあると聞いております。まずもっては、規模が1,000人以上を集められるところ。それと先ほどの打ち手側の条件が、産業医がいらっしゃるところは産業医、産業医がいないところで、医療機関に頼むに当たっては、自治体の接種の妨げにならないようなどころにお願いしてくださいというふうになっています。

例えば鳥栖市内は、医療機関での個別接種になっているので、そのどこどこ医療機関に頼んだら、その先生は企業接種に駆り出されると自治体の接種がストップしてしまうので、それは駄目ですよ。ですから、県が申請を受け付けるときに、どこに接種を頼むつもりですかというところをきちんと聞かれて、それがかぶらないような形で自治体の接種とかぶらないような先生に接種をしていただくというようなどころをまず認可をされるというふうに聞いています。

あと会場が確保できるとか、そういういろんな事務的なことは、企業がしなさいになっているので、その辺で企業ができますよっていうところで名乗りを上げられたところを認可されるってというような形と聞いています。

藤田昌隆委員

今1,000人という話やったけど、鳥栖市内の企業で1,000人規模っちゃうのはほとんどないよね。1,000人になそうと思ったら従業員の家族も入れないと、恐らく1,000人にはならないと思う。それと今産業医が、じゃあこっち、掛け持ちはでけんという話やけど、しかし産業医で掛け持ちしていないところってあんまりないとよ。やっぱり2社ぐらいとか3社、そして日にちをずらしてすれば、わざわざあんたここを打つとるけん、もう駄目って、それはおかしいと思う。

だからそれは医師会とか県に、いやおかしいんじゃないね。まず1,000人というその縛りがもう少し下げてくれん？

そうすれば、企業もその社員がそこにおるっちゃけん。その日に、いや2日間かけてやるぞって、ちゃっちゃちゃっちゃ打てばすぐ500人とか終わるわけよ。それが1,000人になったら、これは家族がどうのこうのとか、しかも問診が要るわけやけん。企業やったら、先に問診しようと思ったら、もう仕事期間中でも時間中でも書けるようになったら書けてしたら。ところが家族はなかなか難しいところもあるんで、その辺の状況を、ぜひ言ってほしい。

もう一つ、さっきかかりつけ医が土曜、日曜、土曜日の午後とかって言つとるけど、問題は先生はオーケーと。ところが患者さんたちの労働、例えば、土曜、日曜仕事して下手すれば土曜、日曜出て平日に休めますか。普通の小さい二、三人の開業——看護師さんとかいないところは休めませんよ。だって普通の一般の患者さんが、ルーチンの患者さんが来るわけやけん。

ですから、もし土曜、日曜のあれをするんやったら、きちんと平日の休みを確保した上でやってくださいと私は言うべきだと思う。そうしないと、看護師が疲れたまま注射打たれたら困るもん。何があるか分からん。

そういうことで、ぜひその辺を医師会なり、原田先生にしっかり言ってやっていただきたいと思います。

以上です。

池田利幸委員

今回の接種事業のやつは16歳以上の接種対象者っていう部分でされていると思います。国が今12歳以上って示している部分で、予算的にその前の話なんで、予算組むときはその前の話なんで16歳でされていると思うんですけども。

12歳以上っていう部分は、接種の費用にしても委託料にしても、今後9月議会で上げていく予定なのか、途中で国が示したら専決するんでしょうけど、要はそこに伴って事業費っていうのは、今まで12歳以上がない分で、要は予約券ですかね、接種券とかそういう準備とかまだされていないはずなんですよね。

その辺の部分はどうか考えられてされていく予定なのかもちょっと聞いていいですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

池田議員がおっしゃいますように、ファイザーの対象年齢の引下げになったのが6月1日に手引きで示されたところでございます。それまでが16歳以上ということだったんですけど、その引下げによって12歳以上となりました。

12歳から15歳の間にある対象者につきましては、鳥栖市内では約3,400人となっております。

今回の6月補正に計上しております接種費用並びにその前のときをお願いしておりました65歳以上、医療従事者の分を含めまして、接種率は100%で予算は計上してございます。

今後、その接種率の状況を見ながら補正をお願いするかどうかというところを考えていくことになると思います。

池田利幸委員

分かりました。基本的には100%で予算計上して、残っている部分が使えるなら、もう先に事業は——接種券の準備とか、予約の準備とかそういう部分は使っていくということですかね。足りない分はまた補正で上げていくと。

藤田昌隆委員

今、澄まして12歳以上とか言われましたが、今大ごとになっているのはそういうふうな年代層なんよね。例えば今朝もテレビでずっと脅迫メールが、もう電話、ばんばん来たって。

そういう中で、何で12歳まで下げたかっちゃうと1つは、恐らくこれは想像やけど、政治

的、オリンピックにどうのこうのと、接種率上げとかないかんと、俺それも絡んでいると思うんやけど。

その中で、国が12歳に引き下げました。ちょっと待って、16歳から54歳までの、そこをまず終わってからやろうもんって。恐らくそういう承認のデータちゅうのは慎重に取らんと、10年、20年かけて取らんと駄目なんよ。これ妊産婦もそうやけど。それなのに、この前まではよく効くか分からん、認可ももう何年間かかけて本当はせないかんのを1年ぐらいでした。

それで、できたら国が12歳どうのこうの言いよるけど、きちんと16歳以上から64歳までの人間をしてから、ちゃんとほかの状況見ながらやってほしいと。そうせんと、大ごとになりますよ。やられんごとなる。と思いますが、「いや、一緒のことです。ですから一緒に答弁をもらえればいいです。答弁もらう前に話し始められたから。結局一緒です。順番的には、最後のほうに持ってくるんですかねっていう」と呼ぶ者あり) しないほうが一番いいとぼつてん。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

順番的には、年齢順の上から、もちろん進んでいきますので、最後に加わった12歳から15歳っていうのは、最後になります。もちろん接種券もまだ印刷も今からの状況でございます。

実は12歳以上っていうのは、国の予防接種法の年齢がそういうふうに決まりました。で、おっしゃるように、急いで打たないで、ちょっと様子を見てはどうかと。あと、最近では、12歳から15歳については、個別接種が望ましいとかいうような報道もなされております。幸い鳥栖市は実施をする場合は、もちろん個別接種で実施しますし、今回、64歳以下の接種に小児科の先生方が加わられたのは、やはり10代の方が接種対象者になっているということも大きくございます。もちろん保護者の同意も必要ですので、その辺のところは慎重に進めていくことを考えております

成富牧男委員

藤田議員の建設的な意見は非常にありがたく拝聴しました。それでちょっと確認ですけど、まず簡単に。ワクチン接種は何のためにするかとか、効果ちゅうか、今はもう2回打つとけばマスクは外してよかろうもんとかいう話は向こうでしよったんですよね。そのところちょっと押さえておきたいんですよね、まず。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

ワクチン接種で、現在有効性を言われているのは、発症予防効果が90%以上というふうに言われております。

これは感染予防効果ではなくって、現在言われてるのは、発症予防効果というふうに言われていまして、今後、このワクチン接種が開始したのが、まだまだ日本では何か月かしかた

っていませんので、データが集まってきたときに、どのぐらいの集団での予防効果が出てくるかっていうのは明らかになっていくことと思います。

ですから、2回打った方だけがマスクを外していいとかそういうことにはならないんじゃないかなとは思いますが、例えば事情で受けられない方もいらっしゃいますけれども、周りの方がたくさん受けていただくことで、感染予防効果にもなるというふうに言われておりますが、その辺の集団免疫については、今後のデータが集まってからのことだと思います。

成富牧男委員

ありがとうございました。それで、私たちはもう何かワクチンが全てとかいう中で、やはり片一方ではPCR検査など、直接の所管じゃないのは分かって言いようですが――を大切だということを忘れたらいかんというのを申し上げておきたいと思います。

それで、これはもう個別の話ですけど、2つお尋ねします。

1つはたまたま私に、副反応だったと思いますね、副反応が出た方から、大体どぎゃんすりゃいいとかいなくて、病院に行ったら皮膚科に回され、皮膚科に行ったら、うちじゃきらんけんって紹介状書かれて、大学病院に行って、今大学病院に通っているっていうような人だったんですね。どこにどう言っているか分からんって、一応病院に行っているのに病院からは皮膚科を紹介されたみたいなの。

ですから基本、そういう方々はどこに――副反応かどうか分かん人もあるかもしれんけど、そういう人はどこに相談すればいいのかわちゅうのが1つですね。

もう一つは、これ別に今度のワクチンだけの話じゃないですけど、視覚障害者の方ですよね。これについてのそういう、もうこれ役所から通知、何でもかもしれんですね。私も改めてそういう困っているという記事を読んで、なるほどねと思って。お尋ねするんですけど。

何か特別な形を取っているのか、その2つです。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

副反応等についての御相談先ですけれども、それはこの新型コロナウイルスにかかわらず、予防接種につきましては、接種をされた医療機関にまずは御相談いただくという形になってございます。その医療機関から、国のほうに副反応疑いの報告書を上げていただくというルートになってございます。

2つ目の視覚障害者についての特別な対応についてでございますけれども、視覚障害者について、例えば点字でのお知らせですとかそういうようなのを今回の通知についてはいたしておりません。

成富牧男委員

私もそういう記事を見て、いかにそういう視覚障害者の大変さに対して疎かったなと感じ

たんで、まず団体なんかの方に、そうそういう団体っちゃうのは視覚障害者の団体ですね。お尋ねになっていただいて、今後のそういう通知やら出すのに、健康増進課だけじゃないですけどね、いろんなどころに、各部長にお願いせんといかんですけど、生かしていただきたいなということを一言言って終わります。

藤田昌隆委員

この前新聞とテレビで報道されたんやけど、永友恵子さんが運営する、(発言する者あり)永友さんが経営する、例えば高齢者に対して、本当はいろんなお買物を代わりにしてみたりという、そういうNPOの団体があるんやけど、永友さんが今回やったのが、高齢者でこのワクチンを打ちたくても、交通手段がないってね。

私、前一般質問で、補助ぐらい出せって。いくら個別接種でも、そりゃ日にちが決まって、時間が決まってやけん、通常の通院とは違うよって。だから、せめてそういう補助出したらどうねっていう質問をしたと思うんですよ。そん中で、この前電話で話して、お前えらい有名人になったねって言ったら、もう市がせんけん、市にどうのこうの、補助金がどうのこうの言っても相手しないから、私はしたって言うわけよ。ばってん、欲しいとかって言ったら、もうそういうこと言っている段じゃなかって。要するにそういう人もおるわけよ、本当は。そういう人に対してでも逆にこっちからすべきなんよね、いろんな――せめてガソリン代ぐらい、お前ガソリン代くらいもらいよろうもんって言ったら、何ももらいよらんって、無料って。

ちゅうことやけん、せめてそういう意気を感じて――これは部長の仕事かもしれんけど、そういうのをぜひ申請してほしいと思いますが、これは要望です。御検討をよろしく願います。

以上です。

江副康成委員長

ほかに。

[発言する者なし]

ちょっと私から。そういうことで今個別接種で、佐賀県が非常にずば抜けて接種率が高いと。その中で鳥栖もまたいいということで、これは本当誇らしいというふうに私も思うところですけども。

当然、65歳以上はかかりつけ医が大体いるということで、動きが少ない患者さんちゅうか、利用者さんちゅうか。そういうところを対象ということで、そういうところもあつてうまくいったのかなというふうにも思うとですよ。実際に診療所とか行ったら予約管理ね、あるいはキャンセル管理、そういうところが非常に大変だというようなことも言われてるところ

が多々あります。

そうした場合に、今度64歳以下になった場合には、動きが激しいわけですよね、その年代というのは。先ほど藤田委員からも言われましたけど、職域の接種とか始まったり、あるいは大規模な接種が始まったりとかいうところで自分が通う仕事の途中に受け入れるところがあって、また会社のほうからも早く受けられるんやったら打ったらという雰囲気があったとするじゃないですか。そういったときに、今のお話からすると、1つはキャンセルのところの管理、一応身近なところに出して、ほかのところについつい行ったときに、その辺りが受けたときに、ダブルブッキングちゃうか、そういったところのキャンセルのスムーズな反映みたいなところはどういう形で反映するようになっているのか、まず1つ聞きたいんですけど。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

要は2つ、3つ予約をされて、どっか早かったところで打とうと考えられる方も高齢者のときにも懸念されたんですけど、それはしないでくださいというふうにお願いをしております。

というのは、ワクチンの供給が全然見込めなくなるんですよね。予約状況が分からないと。2倍、3倍に予約してあるってということなので。それは複数の予約をしないでください。

もう一つ、仮に、例えば職場と医療機関とで、医療機関を予約しとったけど職場接種が始まりましたというような際には、速やかに医療機関をキャンセルしていただくしかないと思います。

今回、若い世代になるに当たって、もう一つ工夫を考えているのは、今までは高齢者の世代だったので、インターネットなんかを使っただけの発信っていうのがちょっと限られておりましたけれども、今後については、スマートフォンをお持ちだったり、パソコンでの情報の収集ができる世代ということもあって、ホームページを少し充実させて、時間外接種のできる医療機関の一覧表ですとか、あと、1週間単位にはなりますけど、予約状況の空きがあります、残り僅かです、予約埋まっていますっていうような状況での各医療機関の予約状況のお知らせをしつつ、空いているところに誘導するっていうようなことも——かかりつけ医がなければですね。そういうような誘導の方法についても考えております。

あともう一つは、それでもやっぱりパソコン、スマートフォンをお持ちじゃない方もいらっしゃると思いますので、今情報政策課のほうで、KBCのdボタンと契約をしております、dボタンを使って接種の状況についてお流しできればっていうふうに考えております。

以上です。

江副康成委員長

そういうところの——今の話からすると、受ける方の自己申告がベースになっているというような話ですよ。マイナンバーじゃないですけど、受けたら、受けましたという通知がどこかのほうにデータベースがあれば、それが一番いいんでしょうけれども。

そういった形の共通の接種済み、この方々というようなやつは基本的に全国どこ見てもないということですね。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

この方接種が済んでいるっていう情報については、ワクチン接種管理システムで、その日に医療機関が入力をされますので、それは自治体に情報は来ます。

ただその方がほかのところにまた予約をしてあるっていう情報は、どこでもつかめません。

江副康成委員長

それとさっきファイザーのワクチン量の見込みがつかないという話がちょっと出てきたじゃないですか。ワクチンの接種予約と実際に打てる人がずれてくると、その管理が大変だと。

県のほうの大規模とか、ああいうところはモデルナとか、別のやつを使うじゃないですか。そういったところで、もともとそういったところが増えてくると、自治体が確保しているところがもうずっとずれてきますよね、基本的にはね。

そういったところのやっぱり周りの情報を、いかに今度集約して、そして皆さんと、それが手挙げ式で40か47かどっちか知りませんが、皆さんが、まだ増えるかもしれないけど、結局そういうところが、情報を共有してもらわないと、もうとてもじゃないけど、一日中電話してもかからんとか、もうつきっきりで予約管理をやって、1回打ったら、もう次の日はこの日に来てくださいねと、もう念を押して、念を押して、それでやっどどっちかって言ったら、回してるというようなところが、どちらか小さいところあるとですよ。

だからそれを見ると、やっぱり動きが激しくて、なかなかそういうところは本当、鳥栖だけでできる話じゃないですよ、今言ったのは。そういったところのバックオフィスっていうか、その業務のところは県も国も含めてやっぱり皆さんが困らないように、個別でやられるのは別にそれ否定はしませんけど、いろんな今度動きがあるわけやけんが、その辺りを共有できるように、ぜひやっていただきたいなあというふうに思いました。

それとあと12歳以下の話もちょうと出てきましたけど、学校の校長先生と話していたら、12歳から始まると、中学、高校ですよ、基本的にはね。学校でそういった機会があればぜひ協力してやりますよという話も聞きましたけど、個人の話ですよ。決まっているわけじゃないけん、決めるところは違うから。

そういったところが今ずーっと、いかに早くワクチンを供給しようという形で、いろんなところが模索されているじゃないですか。そういったところに入った場合には臨機応変に当

然対応されるということになるわけですね。その場合には計画もずっと組み直しながらという形に、臨機応変にやらんといかんという決意じゃないけど、そういったところはやっぱりあるんですかね。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

いろんな状況で変わってくると思うんですけど、先ほどから学校での中学生とかの接種についてということですが、今のところは集団でやる方法は考えておりません。

というのは、1つは先ほども申しましたように、今ワクチンの接種はコロナに限らず、ずっと個別接種で、ほかのワクチンも全部個別接種で行っているのにつきましては、やはりかかりつけ医で状況を分かっているからっていうのが一番大きいと思うんですけども。殊さらコロナに関して、やはりいろんな心配を保護者の方とかもお持ちだと思います。ですから、これに限って集団でやるっていうのは、大きく方針が変わったらまた検討もする余地があるかもしれないんですけど、今のところは集団で行うことは考えてございません。

もう一つ、集団で行ったときにこの子は受けていない、みんな受けよる中で、誰かだけが受けていないとかいうようなのが、やっぱり集団接種の中で、いじめとかそういうのにつながりかねないっていう心配もございます。集団の場合はですね。

ですから、そういったところも全部含めつつ検討する必要があるかなっていうふうには思います。

江副康成委員長

個別が原則というのは鳥栖市の方針ですか、国の方針。どちらですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

鳥栖市の方針です。

江副康成委員長

そういうことですよ。私もそうだろうと思って。ただ反対に言うと、全国全部、個別が全部やるっていうのはいいですけど、動きが激しくなると、隣町、いろんなところがやり方が違ってくると、それに対して対応しないと、住民の方がそういうところに仕事に行くとか、いろんな意味で、例えばP a y P a y ドームも、家族も含めて6,000人規模でやるとか、そういうところでぜひやりたいんだけど、早く接種券を送ってくれよとかという問合せも増えてくるんだと思いますよ、多分、個別には。

皆様わがままじゃないから、よく情報知らないから、何で来ないのというところの説明を受けているわけじゃないからですね、年齢順にやっているとかな。

だから、そういったところを含めて、ぜひよろしく願いいたします。

藤田昌隆委員

最後、もう簡単に終わるから。今ほかの市町との連携という話があったけど、12歳とかさつき話出たけど、そういう非常に予約が不確定、いつキャンセルされるか分からんと言ったときに、ほかの市町が余ったけん、じゃあ使ってよって、今度余ったらまた困るんよね。本当は足らんぐらいあらないかんのやけど。あんまりほかの市町と連携したら振り回されますよ。振り回される、絶対。

だから鳥栖は鳥栖がやれる中でのことをやったがいい。ほかの市町よりも済んでいるわけやけん。これをスピードダウンする必要はないと私は思います。

以上。

江副康成委員長

私の質問が伝わってないかもしれんけん、念のため言っておきますと、結局ワクチンの取り合いで、これやると言っているわけではなくて、情報の共有、そういったところをきちんとほかのところの動きが――今度、自分ところだけやればいわけじゃなくて、ほかんところの動きを見ながらやっついていかんといかんというところは肝に銘じてくださいねということですよ。

成富牧男委員

肝腎な、最初に説明あったかもしれませんが、予算が通ったらいつ頃から接種券を発送予定ですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

明日の9時から本部会議を開催して、リリースする予定にしておりますが、明日の中では来週、発送します。（「当然、議決後よね」と呼ぶ者あり）

はい。

江副康成委員長

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 2 時 56 分 休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後 3 時 6 分開会

江副康成委員長

再開いたします。



市民協働推進課・市民課・環境対策課

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

報告第2号繰越明許費繰越計算書について

江副康成委員長

次に市民環境部市民協働推進課、市民課、環境対策課関係議案の審査を行います。

議案第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）及び報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

山津和也市民課長

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）の市民課関係について御説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

まず市民課分の歳出予算につきまして、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節8旅費は、コンビニ交付システム改修などのシステム確認試験が東京で行われるために、東京までの旅費を計上しております。

節12委託料のシステム改修委託料は、10月1日施行予定の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続法の改正後の住民基本台帳法の一部改正により戸籍の附票の記載項目が追加されます。現在の戸籍の附票には同籍している者ごとの名、住所、住定日が記載されておりますが、改正後はこれに氏、性別、生年月日が追記されるようになります。そこでコンビニの端末でも、この追加項目が記載されるようにするためにコンビニ交付システムの改修を行う委託料でございます。

なお当初予算ではなく、6月補正に計上いたしました理由につきましては、国からのシステム改修の通知が2月4日付で届いたため、当初予算要求に間に合わなかったためでございます。

市民課分は以上です。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

その下でございます。環境対策課分につきまして御説明いたします。

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費の節12委託料の残土処理委託料につきましては、町区によります清掃活動等におきまして発生いたします側溝等からの泥や砂などのしゅんせつ土の運搬処分費のところにつきましての補正でございます。

当初予算におきまして計上しておりました単価での契約を予定しておりましたが、入札において不調となりました。4月から6月につきましては、町区の要望が集中するため、緊急的に随意契約で対応し、7月以降については、単価や見込数の精査を行い、今回補正を行った上で、再度入札を行いたいと考えております。

以上で議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）の市民環境部関係分についての御説明を終わらせていただきます。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

引き続き、報告第2号一般会計繰越明許費繰越計算書についての御報告を申し上げます。

まず委員会資料の3ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、事業名施設用感染症対策経費495万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、まちづくり推進センター及び分館にサーマルカメラなどの検温機器を設置するもので、年度末までに納品を行うことが困難であることから繰越しをお願いしているところでございます。

またこの事業につきましては、令和3年度に繰越いたしますことにつきまして、本年3月議会で議決をいただいております。今回、繰越額が確定いたしましたことから御報告をさせていただきます。

なお同事業につきましては、5月27日に入札を行いまして、請負業者が決定いたしましたので、6月16日から順次設置を行っているところでございます。

以上、御報告といたします。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

その下、款4衛生費、項2環境衛生費、事業名次期ごみ処理施設建設地用地測量委託業務につきましては、本市真木町に建設されます次期ごみ処理施設の建設用地に係る測量業務委託料でございます。

搬入道として利用します里道の付け替え部分及び施設を建設するための用地を測量し、面積の確定、分筆を行うことを目的としております。本業務の一部は、佐賀県東部環境施設組合が行う里道の設計を基に測量を行うもので、設計作業に不測の時間を要したことにより関

連します本業務を令和2年度以内に完了することが困難であったため、履行期間の延長を行ったものでございます。

なお業務の完了につきましては、本年6月30日を予定しております。

以上で報告第2号一般会計繰越明許費繰越計算書の市民環境部関係分についての御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

藤田昌隆委員

コンビニ交付システム改修委託料ってあるんですけど、毎回コンビニのいろんなやつが出てきとるけど、利用具合というのは、みんな利用しとるとかな。件数とかちょっと教えてくれん？

山津和也市民課長

コンビニの利用でございますけれども、令和元年度につきましては、住民票の写しや印鑑証明書、戸籍の全部事項証明書や戸籍の附票の写し等、これ全て含めまして1,583件の利用がございましたが、令和2年度につきましては、これが3,136件と倍増しております。

以上です。

藤田昌隆委員

そうですね、普通お金かけてやって、しかもコンビニに対して委託料じゃないけど、設置料も払っているわけですから。この3,000っていうのは、自分で――当初の計画より多い？少ない？

山津和也市民課長

藤田議員がおっしゃる当初の計画っていうのはございませんけれども、やはりカードの発行枚数の増加に伴いまして、コンビニ利用での発行が増えたものと考えます。

藤田昌隆委員

ぜひ使い勝手のいいものにしてほしいと強く思います。

あと1点だけ、先ほどの3ページの繰越明許費のやつですが、その中で、感染症対策の495万円が載っていますが、先ほどの話では、今完全にまちセンにサーマルカメラの設置は終わったんですか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

先ほど申し上げたとおり、昨日6月16日から設置を開始しておりまして、現在3つのまちづくり推進センター及び分館について設置が終わっております。

1つが基里まちづくり推進センター、それから基里の分館のほうですね。それから田代のまちづくり推進センター、この3つのまちづくり推進センターについて設置が完了しているところでございます。

藤田昌隆委員

ということは、予定では全まちセンで設置をするということによろしいですか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

全まちづくり推進センターに設置をする予定で今準備を進めているところです。

池田利幸委員

2ページの款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費の委託料ですね、残土処理委託料。これの今御説明の中で町区の区役で水揚げとかしてもらった残土の部分を回収する委託って聞いたんですけれども。これ毎回その度に入札を行うんですか。

すいません、間違っていたらもう普通に説明をしていただければありがたいです。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

通常でしたら、年度初めにおきまして年間の契約を、それぞれの車の台数とか、作業員の数とか、時間帯で単価を決めまして、単価契約、年間の見込みで契約をしているところがございます。

以上です。

池田利幸委員

年間で決めているけど、入札が落ちなかったっていう御説明をされていなかったですかね。改めて入札をし直すってことですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

池田議員のおっしゃるとおり、補正後は7月以降の分について、3月末までの分を入札をすることにしております。

池田利幸委員

ありがとうございます。僕が間違っていたら、大変申し訳ないんですけど、僕松原町に住んでいまして、松原町で5月に区役をやって泥上げしたんですよ。そのときに泥上げのやつ分と、町区で草刈りとかやった分で、いや、ボランティア袋に入れて、ごみの日に一緒に出してくれっていうふうに言われて出しとった。ですけど、回収業者さんは、通常で回収できないから置いていく。それを職員さんが、後から回収に来るっていう説明を区の中で受けたんですよ。

普通契約をしとったら、業者さんが回収に来るはずなんですけど、役所の職員さんが回収に来たっていう事実はあるんですかね。それはないんですか。

そこだけちょっと確認させください。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

量が少ない場合は職員が対応する場合もございますし、ボランティア袋については草ということですので、これは別途処分するために職員が取りに行っているものと考えています。

池田利幸委員

そうしたら草とかの部分が管理に入っていないと。あくまでこの残土の回収とかが年契の契約の中に入っているってことですかね。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

そのとおりでございます。

樋口伸一郎委員

すいません、順次3点お伺いします。

1つ目が、2ページのコンビニ交付システム改修委託料について、私からもお尋ねですけど、コンビニのシステムから入手できる書類といたしますか、そうしたもののコンビニから発行している分と、現に庁舎から今までどおりに発行していた分の割合、枚数とか件数は分かんないでしょうけど、大体どれくらいあるか、今三千何件というのはあったんですけど、実際に役所の中ではどれくらい出ていて——例えば3万枚やったら、10%が出ていますよね。その割合をちょっと知りたいんですけど。大体でいいですよ。

山津和也市民課長

申し訳ございません。その数字を持ってきておりませんので、お答えすることが、申し訳ございません。

樋口伸一郎委員

そうしたら、これは個別にまた分かり次第教えてもらいに行くので大丈夫です。

ただ何で聞いたかっていうのは、今言われた利活用という観点から、すいません私45歳になったんですけど、同級生が先日初めてコンビニでされてみて、こんなあれがあったんだと、こんな便利なものがあったんだって言って、初めて知る同級生がいたんですよ。私からも伝えていたつもりですけど、実際活用の仕方が分からずに、最近やってみたらしくて、こんな便利なものがあるのかって言うので、まだ知らない人もいるのかなあっていうのがあったので。

ぜひやっぱりこういうのが普及すればするほど便利だなと思う人も、中にはもう要らんとする人もおられるかもしれませんが。便利だなんて思われる人もいたので、ちょっと紹介がてらぜひ普及に努めていただきたいと思います。私も副議長と同じ要望で、この件については終わります。

2番目が、そのまま残土処理委託料について、その下ですけど。これ今回の補正額というよりも、数年前からちょっとお聞きしていたことですけど、この残土を処理する場所ですよ。実際に各町区から持って行って、捨場と申しますか、処理するところのキャパがもうここ数年で大分たまってきて、もうなくなるかもしれないというのを過去に聞いたんですけど、現況どんな状況かを教えていただきたいんですけど。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

現在、各町区から出されます残土につきましては、河内町の市の土地のほうに造成をいたしまして、そこにしております。令和2年度に4期工事まで行いまして、大体あと8年間、今年引いたらあと7年間ぐらいは、そこで足りるんじゃないかと。

年々残土も、やはり下水道の普及とか水路の整備とかで昔よりは大幅減ってきているような傾向もありますし、町のほうの高齢化とかに伴いまして、そういった作業がちょっと減ってきている部分もございますので、減少傾向にあると思いますけれども、大体あと7年、8年ぐらいはあそこで対応できると考えております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。私が聞いたのは多分4期の造成工事というか、それがある前だったので、その前がもうそういう計画が立つ前だったと思うんで、それを聞いてちょっと安心しました。

あとは下水関係のヘドロとか、過去には出よった部分っていうのも、だんだん——きれいな土と言うたらいかんですけど、そういうふうに、河川のほうも今清掃活動等でそういう努力もしながら、7年を8年にするとかいう努力をしながら、4期で造成したところを使っていくということで理解しましたので、この件については終わります。

そして次、繰越しについて1点お尋ねです。さっきありましたけど、センターの施設用感染症対策経費のカメラですね。その設置状況とかは分かったんですけど、これを今センターでは——今までは各団体さんとかにアナログって言ったらいかんですけど、体温計はもちろん使いながら測って追跡ができるような状況でされとったわけですよ。ですから、この機械を導入した後にどのような活用方法で、それをお考えになられているか。

例えば、センターを中心に各団体さんが寄るわけですよ。ただ、ピーで測るだけじゃ何もならないので。これを生かして、どういう活用の仕方を考えてあるのかっていうのを教えていただきたいんですけど。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回まちづくり推進センターに導入するカメラにつきましては、ドーム型のカメラを設置

してみているところをございまして、ドーム型というものにつきましては、一遍に複数人数ですね、10人とか20人とかまでぐらいは一応測れる装置になっております。

現在主に考えているのは、大規模なイベント、今コロナであまりされていないところもありますけど、一応まちセンについては制限も緩和しながらイベントも開催できるような形を取っていくことを想定しておりますので、そういったときに、入り口付近で1個1個体温計で測ると逆に滞留が起きて密になるとかの場面も想定されます。そういったときに、スムーズに入り口付近で流れるようにドーム型カメラを使って、ちょっと怪しい人だけ脇に寄せてまた再度測るっていうような運用の仕方を今検討しているところをございます。

それから一応ドーム型でありますけれども、もう今回導入して、入り口付近に一応モニターとカメラを設置しておりますので、そこに入る方が自分で前に立って、測って、一応大丈夫ねということを確認して入るとい、その2種類を今想定しているところをございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。今までとちょっと違うのは、今までというのは記録を残して後から追跡ができるような状況をつくっていたと思うんですけど、どっちかという今回の記録に残るようなシステムというよりも、水際対策というか、入ってくる方をもう事前に察知して、その方が人の交流の場に入らないようにするっていうそっちのほうが強いっちゃうことでよかですか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今考えているのは市主催のそういったイベントについては、先ほど申し上げたとおり運用していくと。

あとサークルの方とか、そういった方については、一応今までどおりサークルの主催者側で体温管理などは基本的には行っていただくことは考えているところをございます。

樋口伸一郎委員

分かりました。要望です。そうしたら、今までの対策もなくなすわけではなくて、一部やりながら、市の主催イベントとかがあれば、そういう集団での確認を早くするとか、そういう活用をするっていうのは分かったんで。それをやっぱり各センターの事務局じゃないですけど、そこに伝えなきゃ、どういう活用をしていいか分からないと思うんで。

2つありますよね。今、各団体さんに御協力をお願いする対策と、今そうやってカメラでできる対策については集団で来るときに——もう高熱がある方とか、先にもうちょっとお控えくださいっていうような理解促進をするのは多分事務局の職員さんたちになると思うんで、その辺りを分かりやすく、ぜひ伝えとっていただきたいなと思います。

池田利幸委員

すいません、今回のサーマルカメラ、保健センターにあるやつもそうですけど、サーマルカメラがあって、上の画面を自分で確認するっていうのと一緒だと思うんですけど。あれは本人が確認するのと別で、職員さんたちが場所を離れていて体温が上がっている人がいるときとか検知できるんですけど。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

一応セットとして、カメラと本人さんたちが見れるようなモニター。それから、別室でというか、事務室で見れるようなパソコンというか、モニターがついたパソコンがセットになっております。職員のほうでも監視ができるような形になっております。

池田利幸委員

ありがとうございます。あとは要望ですけど、あと動線ですね。今各まちセンに置いてあるやつを見に行っていないんで、僕も何とも言えないんですけど。保健センターにあるやつとかもそうですけど。自分で目の前に立ってやりますって、やってくれば、あれなんですけど。動線的に、その前を通らずにも行ける人は行けるんですよ。

ちょっと通路を少し狭めたとしても、必ず動線上、そこを通らないと中に入れないとかいう部分を一応意識してもらおう。例えて言えば、基山の町民会館さんとかは入り口の動線をちょっと絞って、その目の前を絶対通らないと入れないようにしているとかいうふうにあります。

その辺の、みんながちゃんとそこを通ってもらう動線とかも考えていただければなと思いますんで、よろしくをお願いします。

藤田昌隆委員

ちょっと質問するに値するかどうかわからないけど、私1回鳴らしたことがあるんよね。カメラで。そうしたらワーんち鳴った。それで、鳴ったときに――まち協の住民さんたちが、市民の方が来られて、鳴りました、じゃあ帰ってください。だけでいいの。マニュアル的に、それじゃあちょっと待ってください、お名前と、それから保健センターとか、かかりつけ医の先生に1回見てくださいって、そこまでやっているのか、ただ帰れと言っているのか、マニュアル作成があるのか。その辺、ちょっと聞きたいんやけど。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

現在のところ、このカメラ導入に当たって、マニュアルっていうのは作成はいたしておりますが、現在考えている運用につきましては、そこでアラームというか、鳴ったときには、もう一度検温をさせていただいて、それでも熱がやっぱりあるということであれば、御本人さんに医療機関の受診などを勧めて、一応お帰りをいただくっていうか、そういったところ

をお勧めをするような形で考えているところでございます。

藤田昌隆委員

それこそ提案やけど、事務局の人が、よおらおるわけにいかんかもしれんから、鳴ったら対応の仕方をカメラの横にして、ただ帰れじゃなくて、こういう段取りで病院に行くか、保健センターに連絡するとか、何か自分で自覚症状があったら、まず保健センターに行ってくださいとか、そういうのをきちんと案内したほうが、私はサービスっちゃうか、相手を思いやる、あれにならんかなといつも思っていました。

帰れと言われてもねって。どこに行けばいいのって。そういうことです。

以上。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

そういった対応も含めまして、今後ちょっとマニュアルを作成して、対応についてはやっていきたいというふうに考えております。

江副康成委員長

ほかに。

樋口伸一郎委員

すいません、あと検討要素の中で、追加要望ですけど。これも一般質問等であっていたんですけど、まちセンは避難所等にもなるじゃないですか。ですので、避難所プラス、そのカメラですか、避難所のとときにさすがに帰るようなマニュアルつくってっても、避難してきた人にこうはできないと思うんで、その辺りも含めてぜひ御検討をという要望です。

何かお考えがあれば。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

避難所の対応につきましては、総務のほうと協議をしながら対応しているところですが、一応発熱者に関しましては、隔離をするような部屋を別に設けておりますので、そちらのほうで一旦滞在していただくというような形になるかというふうに考えおります。

江副康成委員長

ほかに。

牧瀬昭子委員

3ページの次期ごみ処理施設建設地用地測量委託料についてですけれども、先ほど御説明の中で不測の事態があって今回ちょっと遅れることになりましたということですが、その辺りの状況を教えていただいてもいいですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

不測の事態と書いておりますけれども、東部のほうが施設の配置とか様々な設計の関係の

業務が多くございまして、搬入道路として使います里道がございましてけれども、県道から引込口のところでございまして、そこは今回形状が変わるということで、その形状が変わることによって測量の場所が決まってきます。その設計についてが、建物等々の設計のほうが先に来まして、ちょっと里道のほうが、組合のほうが遅れられまして、それによって我々のほうが一部始めることができなかつたというのが不測の事態といたしますか、そういったこととございまして。

牧瀬昭子委員

ということは、その道路の問題で、施設に関して遅れを生じるものではないってことですか、その測量ってというのは。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

全体計画的には順調に進んでいるものと認識しております。今回敷地等ですね、昔からあそこはもう鳥栖の土地ということで、分筆をしていなかったりとか、里道のままであったりするところとございまして、今回きっちり面積測量いたしまして、使っていただく部分を測量しているところでございまして。

以上です。

牧瀬昭子委員

関連して、今回借地という形で鳥栖の敷地を東部のほうに貸し出すっていうことになっていると思うんですけど、これは何年間ですよってというのは組合のほうとの協定ってというのはもう済んでいましたでしょうか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

協定についてはまだしておりませんが、事業完了までについては利用していただくような形で調整しております。

以上です。

江副康成委員長

いいですか。ほかにございせんか。

成富牧男委員

今の話やけど、協定は事業が完了してからすると？そげん今言わんやった？

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

協定はまだ行っておりませんが、30年間の事業についてお貸しするような形で今お話をしているところでございまして。

以上です。

成富牧男委員

それについては、早くせんといかんよね。

それとあと、本当は関連で委員長から、もう大分……。例の——どうしてもごみ処理施設の話は、リサイクル施設と絶対一緒に考えないかんとよね。どうしても出てくるったいね。

私はもうあえて聞きませんが、やはりちょっと、その分についても今どうなっとなるかとかというのは、私たち、この厚生常任委員会のメンバーというのは非常に気になりよるわけたいね。

ですからそこら辺については、もし言えるなら、言うてもらってもいいし、委員長が止めらっしゃるならもう聞かんけど。現在で言える部分が、何かこの間の勉強会から進んでいる部分があれば、教えてもらえますか。

聞くだけでいいです。ないなら、ないでいいです。

江副康成委員長

そう言いますか。ないでいいんじゃないですか。(発言する者多数あり)

とにかく副委員長、もう約束守りましょうよ。やりにくい、本当。(「それぐらいも聞いたらいかんわけ」と呼ぶ者あり)(「よし、もう聞かん。また自由討議でさせてもらうけん、いいです。」と呼ぶ者あり)(「ちょっと私は1件だけ聞きます」と呼ぶ者あり)

成富牧男委員

コンビニ交付というのがありましたよね。あそこに旅費がありましたね。これ、コンビニ交付システム改修委託に関わる旅費というふうに正副勉強会で説明受けたんですけど。

これ、コンビニ交付システムの改修のたびにこういう旅費が出てくるんですかね。

それでどこまでの旅費で、何のため、何人分なのか、そこら辺を教えてください。

山津和也市民課長

旅費につきましては、これは改修のたびに工程試験というものがございまして、実際の鳥栖市の本物のマイナンバーカードを使って、それで鳥栖市の方の戸籍っていうか、改修した部分がきちんと発行されるかどうかを確認するために東京のほうまで行くものでございます。

人数につきましては、1つは改修のための旅費として1人分。それともう一つございまして、大手のコンビニが住民票等を出す端末のほうの入替え作業を大幅に行うということで、それに対しても、同じような試験が必要だというようなことをJ-LISのほうが言ってきておりますので、それについても旅費のほうを計上させていただいております。

成富牧男委員

後の分がまずちょっと分からんけど、大手のコンビニ、大きなコンビニ？そこに何で行かないかんと。

山津和也市民課長

大手のコンビニの端末がきちんと動くか……（発言する者あり）きちんと動くか、きちんと発行するかという確認を各自治体で行いなさいというような通知が来ておりますので、それも試験会場が東京のほうになっておりますので、その旅費になっております。

成富牧男委員

今全国で、例えば鳥栖市のを向こうでも取れる状況になっているということ？例えば東京の人が鳥栖に来て東京の自分の住所地のやつを取れるごとなつとつと、今？

そういう意味で両方から、一方的に鳥栖の分がうまくいくかじゃなくて、いろいろ要るっちゅう……。

分らんので分かるように説明してください。

山津和也市民課長

コンビニ交付につきましては、全国のコンビニであれば、どこのコンビニでも欲しいところの住民票や戸籍が取れるようになっております。

以上です。

成富牧男委員

だから必要だって言うわけ？大手コンビニに行って、それがうまくいっているか確かめないかんとかいうのは。

山津和也市民課長

そのとおりでございます。

成富牧男委員

何かいまちこれ分らんっちゃんね。今まで——もう改修のたびっていうたら、毎年これ改修されよる、違う？そのために行きよるわけ？

それと行き先を、固有名詞の最初のところを教えてください。

栗山英規市民課長補佐兼市民係長

コンビニ交付に係る分でのこの試験について、簡単に御説明をさせていただきます。

まず大手コンビニのキオスク端末、マルチコピー機ですね。それを使ってマイナンバーカードでの住民票の交付などができるようなシステム、それがコンビニ交付システムというものでございます。

今回、大手コンビニメーカーがそのキオスク端末をリプレースいたします。新しい機種に替えます。その新しい機種のデモ機をもって、東京のJ-LISの評価センターというところで、本当に本物のマイナンバーカードで新しい端末から発行ができるのかというテストを行わなくちゃいけないようなことになっておりますので、そのために東京に1人出張させて工程試験というものを行うものでございます。

成富牧男委員

マイナンバーカードは誰のマイナンバーカードを持っていくと？

栗山英規市民課長補佐兼市民係長

それは実際テストに行く職員のマイナンバーカード、ほんなもんのマイナンバーカードを使います。

ですから、今回の事例でいえば市民課の職員、例えば私とかのカードを持って行って本当に新しく替わる、大手コンビニのマルチコピー機から、従来どおりコンビニで出せるか、住民票とかが出せるかテストをするというものでございます。

以上です。

成富牧男委員

マイナンバーカードってそんなにデリケートな、一般的なダミーじゃないけど、そういうやつでできるんじゃないかいなと思うんで、そういうわけにはいかんわけね。

栗山英規市民課長補佐兼市民係長

そのとおりでございます。シミュレートした形で、新しい機種で本当にコンビニ交付できるのかという前もっての工程試験というのも行うんですが、最終的には、東京の評価センターという場所まで自治体職員が赴いて、本当に出せるかどうかのテストをいたします。

これはコンビニ交付に参加している全ての市区町村……（「そうやろ」と呼ぶ者あり）はい、が行わなくてはならないことになっております。（「一同に密になるわけね。それだけ教えてと呼ぶ者あり」）

日にちのほうは、前もって予定を入れるようになっておりますので、1か月とかの期間で、時間的に大体この時間とかっていうのを希望して、指定された時間に最大5団体程度が試験を行うようになっております。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



江副康成委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時46分散会

令和3年6月18日（金）

1 出席委員氏名

委員長 江副康成

副委員長 成富牧男

委員 藤田昌隆

委員 竹下繁己

委員 樋口伸一郎

委員 池田利幸

委員 牧瀬昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

スポーツ文化部長 佐藤敦美

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

スポーツ振興課施設係長 時田丈司

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

所管事務調査

スポーツ施設整備の推進について

[説明、質疑]

議案外の報告（スポーツ振興課）

久光スプリングス練習拠点施設及びサガン鳥栖関係について

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時開会

江副康成委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

江副康成委員長

最初に、昨日の市民環境部関係議案の審査において、委員長として不適切な発言がありましたこととおわび申し上げます。

なお、委員の皆様におかれましては、議題外の質疑については控えていただくなど、委員会の円滑な進行に御協力くださいますようお願いいたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

江副康成委員長

初めに、昨日、スケジュールの文書の提出をお願いしましたけれども、御手元に配付しております。これについての説明は、昨日していただいておりますので、この表として確認していただいて、もし不明な点があれば後、直接聞いていただくことにしたいと思います。

あと1つ、藤田委員のほうからの質問に対しての答弁が残っている部分がございますので、その答弁から始めたいと思いますので、よろしいでしょうか。

佐藤敦美スポーツ文化部長

それでは、昨日の御質問の件でお答えをさせていただきます。工事の監理業務の発注方法につきましては、担当課でございます契約検査課のほうに聞き取りを行いました。それについての御報告でございます。

建設工事の施工監理を委託する場合には、一般的には指名競争入札で行われております。

まず、登録業者の中から工事監理の資格を持っている鳥栖市内の業者を選定して指名をする。また、工事の内容によっては県内に範囲を広げるとか、同じような業務の実績などを加味して選定する場合もございます。この監理業務の一般競争入札につきましては、工事金額が幾ら以上とか、そういう基準はございません。ですので、工事の規模が大きいとか、工事の内容等によっては近隣の業者では難しいと判断される場合によっては……。失礼いたしま

した。工事の規模等について、例えば、A級、B級とかいうような等級によって、入札を分けるというようなことはやっていないということでございます。

以上、御報告を終わります。

江副康成委員長

ありがとうございました。一応御報告を受けたというところで、ここでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕



所管事務調査

スポーツ施設整備の推進について

江副康成委員長

じゃあ、これから今日予定をしております所管事務調査のほうに入っていきたいと思えます。今日の所管事務調査の進め方ですけども、スケジュールにありましたように残念ながら先進地視察4月、5月はすることができませんでした。そういったところで、それに代わるようなところで、スポーツ振興課として、今後のこれに対する考え方とか、そういったところをお話ししていただきたいなというふうをお願いしていて、今できる範囲内のところというところで、これまでの経緯を踏まえたところで御報告してもらおうという形で進めていこうというふうに思っておりますので、委員の皆様、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

小川智裕スポーツ振興課長

御手元の資料のほうに、スポーツ推進の在り方についてという4枚の資料があるかと思えます。こちらのほうで、今までの経過からこれまで御議論いただいている分、そちらのほうを執行部、スポーツ振興課のほうでまとめさせていただいております。

まず1ページ目から御説明をさせていただきます。

これからの課題ということで、昨年度から御協議いただいているスポーツ都市宣言の下、スポーツを通じたまちづくりを進めていくに当たって、施設の新設、体育館、野球場、運動公園等、また施設整備などを推進する必要があると。そういった流れで、御議論いただいている分を書いております。

上から3つ目のところですが、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会がありますので、それについて改修計画がなされてあると。で、その下のほうに、市民開放のサブアリーナ併設の久光スプリングス練習拠点施設が建設予定であり、体育館については市民ニーズへ応えることが可能であると。

最後のポチのところですが、施設の整備に関して、特に多目的グラウンドについては一般質問が10年間で21回取り上げられている状況であると。このようなことから、所管事務調査のテーマを多目的グラウンド整備に絞り検討。整備の可能性を調査するというので、まず前段のほうをまとめさせていただいております。

2ページのほうに移っていただきまして、次に、必要とされる多目的グラウンドの検討。

本市における多目的グラウンドの規模につきまして他自治体の事例を参考に検討を行うと。1つが基山総合公園施設で、ここの多目的グラウンド。こちらについての事例で事業費が4億3,000万円で、開設が平成8年4月1日になっている事例でございます。もう一つが指宿市サッカー・多目的グラウンド、こちらのほうが23億7,500万円で、開設は本年の1月となっている分の2つの事例が、こちらの委員会のほうでも御紹介されたりしておりますので、こちらを掲載させていただいております。

当委員会の所管事務調査において、規模というものは、中学生以上が利用可能な野球2面とサッカーが1面程度。面積にしますと100メートル掛ける200メートルで、2万平方メートル、これはグラウンド部分のみになります。あと、必要な設備としては防球ネット、夜間照明、トイレ、駐車場等、こういったものが要だということでまとめさせていただいております。

3ページのほうお願いいたします。

多目的グラウンド整備に係る主な課題の整理で、一般質問、今まで行われている中での執行部の答弁ですが、用地の選定、取得、財源の確保など、課題も残されているのが現状と。そのような課題を一つ一つ解消し、検討を重ねていく必要があると。こういう答弁をさせていただいております。それにつきましても、当委員会でも、認識を共有する課題だと。

所管事務調査において主な課題につきましては、用地の確保、用地の選定方法、事業費を課題として取り上げていただいていると。

課題解決に向けてということで、具体的な御意見も頂いておりますので、そちらのほうをまとめさせていただいております。用地の確保、用地候補地の案ということで、既存施設の活用、具体的にアーチェリー場。あと未利用のため池、荒地などの管理放棄地、新産業集積エリアの調整池、味坂スマートインター開発地域、山浦スマートインター（仮称）周辺の山里を利用、ネーミングライツ等を発展させ民間の力を得ながら市民の森を活用する。

それとあと用地の選定方法、こちらにつきましては、公募による選定で流山市の事例を御紹介いただいておりますので、その事例をこちらに記載させていただいております。

事例では土地の条件で区域を設定して、区域内であること、必要面積、接道、地権者同意を得ていること、こういったことが設定して公募を行われてあります。

事業費につきましては、管理放棄地などでは、安価になるのではないかと。あと、防災などの補助金を活用してはどうかという御意見を頂いておりますので、そちらに記載させていただいております。

最後に農業振興地域など法令等の制約もあるということで注意点を挙げられておりますので、こちら記載をさせていただいております。

4 ページ目が各候補地案における実現可能性ということで、具体性がある候補地について、個別の整理すべき課題の検討をこちらに挙げております。既存施設の活用としてアーチェリー場。現状の面積のほうは7,366.99平方メートルとなっております。整理すべき課題としては不足する面積の確保、それとアーチェリー場の移転先。それとあと接道などが挙げられるかと思っております。

未利用地のため池、神山ため池で、こちら面積を確認しましたら大体2万3,000平米と。整理すべき課題としては、農業面だけではなく、治水面での位置づけ。あと活用など、鳥栖市全体のため池の在り方について整理が必要ということで考えられます。

最後が新産業集積エリア調整池でございます。予定面積としては1万7,662平米で、整理すべき課題としては、本来の目的が豪雨時の貯水であり、施設整備等なかなかしづらいところがあるのではないかとということでまとめさせていただいております。

以上、今までの協議結果のほうを基に、こういうふうな形でまとめさせていただいております。

以上、説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

ありがとうございました。我々の提案した部分を受けていただきまして、こういう形で認識しているということ、及びその合間に、いろいろ執行部としての考え方っていうか、受け止め方、今後の方針というところも、こういった形で入れていただいているということです。

これに対して今から質疑といいますか、時間を取りたいと思いますので、御自由に御発言していただいて結構でございます。

藤田昌隆委員

未利用のため池、これ神山ため池じゃなくて、安永田ため池が最初に話した——ちょっとごめん、あれからいろいろございまして、結論から言うと非常に難しいと。1つは地権者、

それからお金の問題、それから防災の機能をかなり高い——神山ため池だけじゃなくて安永田ため池もセットで、非常に防災のあれってということで、荻野ため池って書いてありますけど、安永田ため池、ここは非常に難しいと。

1つは、今言った地権者の問題。それから、そういう問題もいろいろまだ整理ができていないので、声は上がっているんですが、問題をきちんと解決しないと、非常に難しいということでございます。ですから、この安永田ため池はちょっとリストから外してもらわないと、非常にまずい形になってまいりましたんで、すいません提案しながら、申し訳ないんですが、よろしくをお願いします。

以上です。

樋口伸一郎委員

最初に訂正というか、1ページですね。一般質問、多分前回のほうで22回になっているので……、22回になっているはずです。

1ページの訂正ですね。これは委員会の参考資料なので、別に大ごとじゃないとですけど、お知らせだけしておきます。

江副康成委員長

どこですか。ちょっとよく分からない。

樋口伸一郎委員

10年間で22回になっているはずですよ。それのお知らせ。で、「22回？」と呼ぶ者あり）22回。細かいことなんで、これももうスルーでいいですよ。

あと1点が、今言われた、地元の同意であるとか、そこの部分ですね。今委員から上がっている候補地になりそうなところっていうのが多分いろいろ上がっていると思うんで。あとその所有者の関係、もちろん農地法の関係もありますし、地元の同意とかもあると思うんですよ。私も個人的に出した分というのは、地元の同意が100%かって言ったらそうじゃない、一部そういう推進をされている、ここに建ててほしい、荒地を利活用してほしいという声があるのも事実ですけど、その辺のじゃあどれくらいの方が——全員がここもうやるけんやっかっていうような状態だったらやりやすいですけど、その辺が今後出てくる課題かなあというのがあるんですよ。

で、今ちょっと上げてある4ページ。アーチェリー場付近で私が聞いた声としては、おおむねそこを手入れしている、じいちゃん、ばあちゃんたちがもう大変かっていうのも100%じゃないので、それは地元区長さんをはじめ、確認する必要があるということが今後どうやっていこうかという協議をすべきところかなあというのが1点ですね。

それとあとは、すごいこれ、まとめてくださって、例えば、今後基山であっても財源

としては4億3,000万円ですかね。指宿でいけば23億円っていう、全然桁が違いますよね。こちら辺の財源を鳥栖市の今の財政運営の中でどれくらいの分だと対応が可能かも、そもそもですけど。

そこら辺の協議と、どれくらいの規模でやっていくかっていうところも出てくると思うんで、それが多分、今後またやっていく——ですね。ただ無作為にグラウンドのほうを使用し、だけじゃ進まないと思うんで。

今の財政計画の中で、さっきの利活用できそうな補助金とかも含めて、その辺の財政的なところの協議も必要かなというのに2点、今持っている考えなので、今後進めていくのであれば地元の同意とお金面っていうところも、少しずつ委員会の中で話し合っ、まとめてそれを上げていく形っていうふうになるのかなというふうに思います。

これ質問じゃないですね。独り言です。

池田利幸委員

私も質問とかではないんですけど、ここの資料で上げてもらっているため池、今回一般質問のため池もちょっと僕出したんですけど、この所管事務調査で上がっていたのも加味しながら、防災っていう部分と、そこの利活用の方法っていう部分で、今回、若干前調べも込みでため池をずっと調べてたんですけど。

その部分で、流域治水っていう部分の関連法案が変わったことによって、今国で防災ため池を運動公園にするとかの案も出ているんですよ。で、そこに対して補助をつけますって。

あと、今農林課でやっている分で、ため池に国費を入れて対策、要は潰した場合は、もう自然に帰すしかないっていうところで、手をつけられませんっていうのがもう原則なんで。

そうなる前に防災ため池としての機能を考える、また運動公園とかにできるのかっていう部分、ちょっと聞いている話だと、今後、農林課、維持管理課、総合政策課でそういうため池を廃止にする前の協議っていうのを、まちづくりの全体として考えるっていうふうに聞いているんですよ。

もう要望として、ため池を潰す——やっぱり管理がもう大変っていう部分で、廃止を求められているとかも——既にあと2件とかあるんですけど。

そういうところ、今から上がってくるところに対して、そういう判断をするっていうところ、公園利用って、今回この所管事務で挙げてみんな話をした部分もありますので、県がそここのところの利活用っていう考え方では、しっかり情報共有、話合いの場に入ってもらって、そういう使い方とかいう部分。多分そこに使える補助金の話も出てくるでしょうし。

ため池って基本的には危ないから、廃止しなきゃいけない部分は絶対廃止しないといけない。あとは市がお金を出して買ってでも、防災用として残さないといけないっていうところ

は、かんがい用水としての機能がないならば、貯水としてってしたら、ふだん運動公園として使います——すいません、資料持ってきていないんですけど、流域治水の考え方でも、前に委員長から出してもらったやつもあるんですけど、施設は上にグラウンドは下についていう造り方で、施設は絶対にぬれないようにします、グラウンドは、雨が降ったらもう完全つかないようにしますとかいうやつの考え方がありますんで。

その辺全体、部署間でいろんな情報共有をしてもらって、アンテナ張ってもらってすれば、また面白いアイデア等、補助メニューは出てくると思いますんで。

よろしくをお願いします。

江副康成委員長

今回、非常に具体的な話になって、いろいろ配慮すべきところとか、そういったところのお話がたくさん出てきているんですけども。

この委員会では多目的グラウンドの新設をやりたいというところで執行部に動いてもらうために、白紙委任じゃなくて、我々の気持ちも考えたところでやってください。やるのは執行部だからですね。

そういったところの話も含めて、そういう——なかなか執行部とこの話もしっかりと向き合っている場面もないもんですから、そういったところの話も含めて、これだけじゃなくてしてもらって構いませんけど。

成富牧男委員

私たちの考え方について整理していただいた形でしょうけど、久光の練習拠点ですね。けちつけるわけじゃないですよ、言葉尻を捉えるわけじゃなくて。

市民ニーズに応えることが可能であるというところまで来ているんですか。可能と思われるんじゃないかって、そこまできっちり確認できているのか。簡単でいいです。

小川智裕スポーツ振興課長

サブアリーナについては市民開放を前提で建設をされてあります。そこはもう協議をさせていただいております。

江副康成委員長

すいません、私のほうから今日のスケジュールをきちんとお伝えしていない部分があるんですけど、この後の報告事項で久光スプリングス練習場の件について報告していただきますんで、その話を聞いた後に、また疑問点も含めて聞いてもらえればいいかなと思います。

竹下繁己委員

まとめていただきましてありがとうございます。最後に、各候補地案における実現可能性ということで3点、アーチェリー場、ため池、調整池で3件出してもらったんですが、新た

な土地を所有するというか、新たに土地を購入するとか、そういうことについては全然触れられていなくて、例えば、味坂スマートインター開発地域も触れていないし、山里利用とかのことも触れていないけれども、それはどうなるのかなと思って。

先ほど池田委員からもありましたけど、防災とセットでグラウンドを整備する、調整池になるようなグラウンドで、現在もう手がつけられないような山林がいっぱいあって、管理者の人たちも困っているような山林もあるわけですね。

水害があったら、ごみ置場も要りますよね、仮置場とか。それをどこにするのかとかも考えていかなきゃいかなので、多目的で、いろんなところから——庁内で連携を取っていただいて、ふだんはグラウンドとして使えるけれども、何かあったときに調整池になるとか、仮置場になるとか、もしくはスマートインターができると見込んで地域が一体となって開発しなきゃいけないとか、スポーツ振興課だけではなく、もう少し横の情報を共有していただいて、そういうのも、もう一言入れられたらいいかと、グラウンド単体の開発じゃなくてね。

今リサイクルプラザの話も出ているじゃないですか。大体リサイクルプラザの横にいろいろ公園とか造っちゃったりするじゃない。そういう話とかはないんですかね。そこに多目的グラウンドみたいなのが併設されるとか。(発言する者あり)

江副康成委員長

休憩します。

午前10時25分休憩



午前10時26分開会

江副康成委員長

再開します。

佐藤敦美スポーツ文化部長

リサイクル施設周辺にそういった運動公園のような整備の予定ということですが、詳細について把握いたしていませんので、お答えすることができません。

申し訳ございません。

竹下繁己委員

そういった際にも各担当課と情報共有しながら、こちらのスポーツ振興課の意見とかも取

り入れていただくような試みを、努力をしていただきたいと思います。

江副康成委員長

よろしいですかね。

樋口伸一郎委員

これ意見を出していいとですね、ちょっと意見ですけど。私も遊水池というか、貯水池と、両方兼ねて使えるようになっていうのを過去に発言をさせてもらったことがあるんですけど、今回多目的グラウンドの検討っていうことで、個人的には多目的グラウンドとして、それ用に鳥栖市が、担当課で所管をできる土地があって、そこに本当に多目的グラウンドとして活用するためだけの、そういう専門で使えるような土地のほうが、ぶれずにやりやすいのかなっていうのがあるんですよ。

で、過去に貯水池を活用するという発言をした理由があって、どうしても広大な土地の確保ができない、財源の確保ができないっていうのがあった中で、何とかスポット的にでも活用できるような場所を増やしたいという区長さんのお声とかが各町から出てきとったわけですよ。

ですから、今各町にあるような貯水池とかをもう苦肉の策で、そこにフェンスとかをせり上げてやって、ライトをつければそこでやっている30人ぐらいはできるんじゃないかというような提案をさせてもらったことはあります。

今鳥栖市の南部は御存じのように洪水地域でもあると。ほかの議員さんの質問の中にもそういう大型のため池になるようなところを造ったらどうかという意見もあったので、そうした広い土地をもうついでに活用させてもらってでもグラウンドとして使える場所があったらいいんじゃないですかっていう提案をさせてもらっていました。

でも今回は、委員会として多目的グラウンドとして活用できる場所を確保して、そこにもう基山とか、ここの例にあるように、グラウンドとして整備ができる——2つあると思うんですよ、何でもいいけんがもう広い土地見つけてやるやり方と、もう本当に実現性は低いかもしれないけど、そういう広大な土地に多目的に運動ができるような場所を探して、住民の同意とか取って、財源を確保して、そこに多目的グラウンドとして。

やっぱり遊水池とかだと条件がすごい難しくて、もういろいろ補助金とかあるかもしれないですけど、その後の整備が横断的になって、すごいメンテが大変とか出てくるので。今回委員会の方針としては、実現性がすごい下がるかもしれないけど、もう思い切って僕はもう新たなところ、グラウンドとしてだけ考えていって、やれるところを委員会で協議したほうがいいんじゃないかなと個人的には思っています。

もちろん、まとまらんと進められんので。もう広い土地を遊水池でもいいけん探してって

いう方針になれば、委員会の方針に合わせますけど、個人的にはそう思います。ちょっと長くなりましたけど。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前10時30分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午前10時49分開会

江副康成委員長

再開いたします。

それでは、これで所管事務調査を終わります。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案外の報告（スポーツ振興課）

久光スプリングス練習拠点施設及びサガン鳥栖関係について

江副康成委員長

次に議案外ではございますが、執行部からの報告を受けたいと思います。

小川智裕スポーツ振興課長

2点御報告をさせていただきます。

まず1点目が、久光スプリングス練習拠点関係についてでございます。

資料の2ページをお願いいたします。

練習拠点施設につきましては、実施設計が終了いたしております、おおむね9月から現地の建設準備に入る予定でございます。市民開放部分の市民開放につきましてはの久光スプリングスの考え方といたしましては、クラブハウスなどクラブが専有する部分、そういった部分以外につきましては、市民へ積極的に利用していただきたいという意向をお持ちです。

その中で、先ほどもお話ありましたが、サブアリーナ、こちら上に図面つけており

ますけれども、施設の右側部分がサブアリーナになります。こちらのほうがバレーボール2面、バスケットボールコートが1面使えるようになっております。

こちらにつきましては、それ以外の競技といたしまして、卓球、バドミントン、こういったものも利用できるということで検討をしていただいております。こちらサブアリーナは市民開放がメインのところになっております。

次にメインアリーナ、こちらのほうは、久光スプリングスの練習が主となりますけれども、それ以外のときにつきましては、特にママさんとか中体連、高体連等のバレーボール大会の会場として、積極的に開放したい意向をお持ちでございます。あとすいません、こちらのほうがバレーボールコート3面を有しております。あと一般の入場の方とかで、座席が1,444席有しているところがございます。そういったところもありますので、コンベンション関係にも開放を検討してあるところがございます。

またその他のところがございますが、トレーニングルーム、選手の皆様がトレーニングする部分になりますけれども、こちらにつきましてもクラブ使用时以外につきましては、開放をしていただけるような意向をお持ちです。また、地域の防災拠点としても活用できるように備蓄倉庫のほうも設置をされるということで考えられてあります。

駐車場につきましては、メインアリーナ、こちらの左側のほうのつばさ鳥栖側になりますけれども、そちらのほうに関係者駐車場。サブアリーナの右側に市民利用の駐車場を予定しております。市民利用駐車場の出入口、こちらにつきましては、安全対策を十分に行い、鳥栖駅東6号線、そちら側のほうに出入口を設けるということで予定をしてあります。

市といたしましては、現在クラブハウス部分等の有償での貸付けになる範囲についての協議。また市民開放部分におきまして、市民がより低額で利用可能となるように助成についての協議を久光スプリングス、久光製薬と行っている状況でございます。

次に資料の3ページ目をお願いいたします。こちらのほうが第4駐車場の代替駐車場の確保状況についての御報告でございます。相撲場及び陸上競技場東側駐車場を一般開放、鳥栖駅東駅前広場の一部、こちらのほうを、バスと関係者駐車場として使用すると。そのことによりバス優先駐車場としておりました第6駐車場を一般開放させていただく。そのことによりまして300台確保をすることといたしております。

3番目になりますけれども、利用促進といたしましては、相撲場、陸上競技場の利用促進といたしましては、7月のホームゲームから第4駐車場利用者に路面バス、それと新鳥栖駅からの経由したルート、こういったものを含めたところでの周知を行いたいと思っております。それとまた、ほかの今一般開放しております第3とか、第5駐車場、それよりも早く開場することでそちらのほうの利用促進を促してまいりたいと思っております。

あとその他といたしましては、スタジアム周辺の駐車場のさらなる確保といたしまして、サガン・ドリームスとともに商工センター内の企業様への御協力をお願いしていくこととしております。

以上、久光スプリングスの練習拠点施設関係につきまして、御説明です。

あと続きましてもう一点、すいません。こちらにつきましては、資料はございませんが、サガン鳥栖関係について御報告をさせていただきます。サガン鳥栖の運営会社でありますサガン・ドリームス、こちらのほうが6月5日に臨時株主総会を開催いたしまして、財務体質改善を図るための減資、債務超過解消に向けた第三者割当増資。あと新取締役の就任等について、臨時の株主総会を開きまして承認されております。

本市もドリームスにつきましては、300万円出資をしております。株式を60株保有しております。今回承認されました減資によりまして、保有株数はそのまま60株とはなりませんけれども、減資によりまして、300万円が12万円になります。また増資されますので、株式保有比率、こちらに影響が出ることとなります。しかしながら、これによりましてサガン鳥栖の経営再建に一定のめどがつくことから、臨時株式総会におきまして同意したところでございます。

以上、御報告を終わらせていただきます。

江副康成委員長

ありがとうございました。この際ですので確認したいことや御意見等ございましたらお受けしたいと思います。

藤田昌隆委員

スプリングスの体育館やけど、トレーニングルームもクラブ使用时以外は開放ってあるんやけど、これ危険なんよ。一般の人が選手たちが使いよる練習っちゅうか、器具とか高いし、非常に高い、危険。一般の人はできん。

ちゅう中で、例えばこれを流すやん。そうしたら使えるということで、してみるとか、何かあったとき、さっき言ったごと、ほんと危険ですよ。素人が扱うようなあれじゃないち。

そこを例えば、これをホームページとかに載せた場合に、いや書いちゃったじゃんち。という前に、トレーニングジムのどの部分だけ開放するのか、それはきちんともう一回すり合わせしとった方がいいよ。これ、危ない。(発言する者あり)

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前10時57分休憩



午前10時58分開会

江副康成委員長

再開します。

小川智裕スポーツ振興課長

その件につきましては、今後久光スプリングスさんと引き続き協議をさせていただきます。

江副康成委員長

ほかにございますか。

成富牧男委員

まずは久光スプリングスの分ですけど、利用料の話がちょっと出たよね、使いやすいよう補助すると。

目安みたいなのは、今から——それこそさっきお話しをされていると、先方と。それもまだ今からですかね。どれぐらいとか目安はまだ決まっていない？金額、それぞれ使用料。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前10時59分休憩



午前11時3分開会

江副康成委員長

再開します。

小川智裕スポーツ振興課長

使用料につきましては、まだ現在スプリングさんと協議中でございますので、引き続き協議をしてみたいと思っております。よろしく願いいたします。

江副康成委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上で執行部からの報告を終わります。



江副康成委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時4分散会

令和3年6月21日（月）

1 出席委員氏名

委員長 江副康成

副委員長 成富牧男

委員 藤田昌隆

委員 竹下繁己

委員 樋口伸一郎

委員 池田利幸

委員 牧瀬昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 岩橋浩一

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 鹿毛晃之

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 久家喜男

高齢障害福祉課長 武富美津子

こども育成課長 林康司

健康増進課長兼保健センター所長 名和麻美

スポーツ文化部長 佐藤敦美

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

文化芸術振興課長 八尋茂子

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 牛嶋英彦

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 原祥雄

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活

センター係長 築地美奈子

市民課長 山津和也

環境対策課長兼衛生処理場長 高松隆次

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

現地視察

市民アーチェリー場（牛原町）

市民球場（宿町）

自由討議

議案審査

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案甲第16号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例

議案甲第17号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例

[総括、採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

市民アーチェリー場（牛原町）

市民球場（宿町）

至 午前11時5分

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午前11時16分開会

江副康成委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

自由討議

江副康成委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託された議案を含めて、委員会で協議したいことがございましたら発言をお願いいたします。

成富牧男委員

私はこの際、この委員会が審査対象になっていて、あわせて——具体的に言ったら分かりますので、東部環境施設組合ですね。その審査する場合のすみ分けといいですか、これは組合ですべき、具体的に言うと組合員さんがやるべき内容ですよ。

それと、同じやつでも場合によっては、この委員会でしていいんですよと、組合に関するやつでもですね。そこんところを、なかなか切り分けは難しいと思いますけど、基本原則を皆さんで共有しとったほうがいいんじゃないかと。要らんエネルギーを消耗せんでいいんじゃないかなってというのが、ちょっと私思いますので。私自身も若干勘違いして、何でもこの委員会で言っていると思っただけど、それではないと言うなら、新しいごみ処理施設の

建設そのものについては、もう私も基本的には向こうに移ったと思っているんですね。

しかし、それに関しての、例えばリサイクル施設については、鳥栖市が任されたし、鳥栖市の責任の度合いが、やはり私たち鳥栖市の議員が絡まないかん話というふうに思っております。組合議員以外でもですね。

そういうふうにいるいろいろあるんで、私が言いたいのは、それを具体的にどンドン議論するんじゃなくて、原則。一部事務組合で議論すること、それとこの委員会で議論すること、そこら辺をきちっとしとったらいいかなと。今例については、ごみのことで言いましたけど、ここは介護保険の一部事務組合も関わっているんですね。だからそこについては、同じことだと思いますので基本認識を一致させとったがいいかなと思います。

以上です。

江副康成委員長

ほかにございますか。

[発言する者なし]

もう一つ、さきの所管事務調査の中で今期のテーマとした多目的グラウンド新設を議題として委員会としての一定の認識の協議を図りたいと思っておりましたので、そちらのほうを議題として上げる準備はこちらのほうではしております。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

それでは、議題が2点、今提案されておりますけれども、この2点の取扱いについて、皆様の御意見をお聞かせいただきたいなと思っておりますけど。

樋口伸一郎委員

今委員長が言われた自由討議のまとめ、委員会としてのまとめということで、それについては異論ないんですけど、総括の上でそれを執行部に対してお伝えするという形がいいかなと思います。

江副康成委員長

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

成富委員から御提案のあった一部事務組合の件ですね。今までそれに全員協議会ですとか、そういったところでの報告などがなかなか全議員に行き渡らなかったということもちょっと問題点としてあるのかと私は思っておりました。

ですから、こういう委員会の場で、ここの所管するところを話し合うっていうことを、情

報として入れていただくということと、切り分けてここで話し合うべきことっていうのをしっかりと切り分けて行ったほうが、私もいいと思います。

江副康成委員長

ほかに。

藤田昌隆委員

今、話の中で忘れてるのが、鳥栖市議会からもごみ——議員、要するに組合議員を出しているわけよ。それで東部環境施設組合の中で、鳥栖市が一番人間は出しておるし、いろんな意見も鳥栖市として鳥栖市議会としての意見もかなり影響されると思うんで、その辺の取扱いをどうするのか。

いやこれは、東部環境施設組合と厚生常任委員会の話じゃないっち。私は市議会から選出されて出たごみ議員の、その辺のスタンスっちゅうか、立場ちゅうか、意見ちゅうか、その辺はどうなるのか、じゃあちょっと教えてよ、それ、分からん。

今の話でいくと厚生常任委員会と、ごみ組合の話合いだけっていうふう聞こえたんやけど、その前に、私たちはちゃんとごみ議員を選出してるわけですよ。その人たちの意見はどうなるわけ。

江副康成委員長

今の質問に対していいですか。

成富牧男委員

だからこそですよ。例えば今——そういうところを明確にしたらいんじゃないかっていう話。ごみの鳥栖市選出の議員がおられます。おられますが、この鳥栖市の議員から見たら、その報告をきっちりと受けるようなシステムは今のところ鳥栖市の場合はないですたいね。

例えば基山なんかは、選出されたら、例えばそれぞれの——介護もありますけど、きちっと全協でかな、しかるべきところで報告せないかんそうですよ。1つのやり方ですよ、そがんせろと言ひよるわけやないと、決して。

だからそこんところは、やっぱはっきりしたがいいんじゃないかと。今言われたような問題もあるし。それからさっき言ったように、これはもうあそこで既に組合のほうに任せておかないかん話やろうもんという話も実際あるわけですたいね。そういうのもある。

だけど、ここら辺は関係あるけん言うたっちゃよかろうもんとかあるから、いろいろあるから、まずはそれなりの基本原則はきちっと確認しとったらいかなと、それだけ。

藤田昌隆委員

いやだから、今ここで——非常にこの問題は、厚生常任委員会からどうのこうの、この問

題はどうかのこうのってそれはおかしいっち。この場で、厚生常任委員会で本当は決められる話じゃない。だって、各会派の代表の中で選出されて、ごみ——環境施設組合の議員になっているわけやけん。

ということは、1つは、各会派から選出されて出している。いやそりゃあ、これとこれはこっちでして、どうかのこうの。そういう問題じゃない。

本当流れとしたら、会派代表者から議運から、そういう流れになるわけよ。この委員会でそれはこの問題とか、こういうものをしっかり区分けはできんって。どうやってするつもり？
(発言する者あり)

だからできんから……

江副康成委員長

ちょっと今お二人の意見の大体の筋見えたから、今度ほかの委員さんにもちょっとお話聞きますので。

池田利幸委員

基本的にこの委員会でやることっていうのは、議案として上がってきたことに対する審査であって、先ほど藤田委員も言われてたですけど、基本的に東部環境組合のほうには、各議員さんが出ていらっしゃって、議長も森山議長がされているっていう状況がある中で、ごみ処理場の問題に関しては、基本的には一部組合と鳥栖市、鳥栖市議会っていう話になると思うんですよね。一部組合と厚生常任委員会ではないんですよね。

話をするならば、基本的に議長を通して全協でお知らせ、いろんな情報を落とすとか、そういうのが正式な場で、今までも何度もこの2年間、私たちが委員となってしてきた中で、陳情、請願とかあってきた中で、何回もあったのは、基本的にこれは当委員会としては扱えるレベルじゃない、範囲じゃないっていう話が何度も出てきたと思うんですけど。

基本的には、一委員会で決められるとか、審査できる話ではないんですよね。基本は一部組合と鳥栖市議会っていう話になった場合は、もう議長からの全協とか、そういう部分にすみ分けはなるはずなんで。

鳥栖市ができることっていうのは、それを委員会だけでやりますは基本的にはできないのかなって。スタンス的には、厚生常任委員会としては、付託案件でリサイクルの選定とかで議案として、委員会で上がってきている分は委員会でやりましょう。その範囲以外は基本的に議長の名の下に、全員でやらなきゃいけない分は全員でやるっていうのがスタンスじゃないかなと私は思っています。

成富牧男委員

付託された議案っちゅうたら物すごく限られるたいね、1つは。それともう一つは、そう

すると、私が具体的に言うたほうが分かりやすかろうと思って具体的なことを言うと、結局具体的な話になっていくけれども、一般論として、一部事務組合とその事業を具体的に――事業等に関して議論する担当委員会という関係があると思うんですけど。

そこのところは、私とちょっとニュアンスが違うかな。

藤田昌隆委員

いや、だから言いよるやん。その間に誰もいないなら、あれやけど、きちんと東部環境施設組合の組合員として議員を鳥栖は出しているじゃん。その中で、さっき池田君も言ったけど、当委員会にいろんな議案が来て、審査してください、検討をお願いしますとか陳情をお願いします。そういうのは分かるんやけど、肝腎な議員がおらんならいいたい、それは委員会がせないかんかもしれん、全部引き受けて。議員がおるっちゃけん、ですからまず議員の……（発言する者あり）

江副康成委員長

ちょっと待って、さっき竹下議員が手を挙げてから指名しとらんやったけんが。
どうぞ。

竹下繁己委員

言うたら、一部事務組合で鳥栖市が担う事業、例えば用地選定は鳥栖市がやることでですよって言われることは、まさにこの厚生常任委員会で議論するべきものですよ。

多分、成富議員がおっしゃっていたのは、この厚生常任委員会ができることと、東部の一部事務組合で話し合うことを明確にしましょうよということだったんじゃないかなのかなあと思うんですよ。恐らく藤田議員がおっしゃっていたのは、ここですることではないっていうことを明確にしたいというような御意見だったんじゃないかなと思うんですよ。

だから僕のイメージとしては、言うたら一部事務組合から報告を受けますよね。執行部から。それに対して僕たち厚生常任委員会が、ががつががつががつ協議するのもまたおかしな話であって、そういったすみ分けをきちんとするためにも、この委員会で協議する案件なのかをきちっとしましょうよって。それを共通認識しましょうよというような御提案だったと僕は思うんですけど、違いますか。（「私はそういうこと」と呼ぶ者あり）

恐らくこの委員会で議論できることって物すごく少なくなっていくと思うんですよ。それがまだ無駄な努力と言っちゃいかんですけども、無駄な労力をしたって、それは向こうの組合ですることですもんねと言われる前に、きちんとかこの委員会でできることを明確にしたいっていうことだったと僕は思うんですけど。

牧瀬昭子委員

私も組合議員として行っているときに、ほかの自治体の議員さんにこれは鳥栖市はどう思

っているのとか、鳥栖市としてはどう考えているのっていうことが、例えばですけれども、用地の選定をした後の整備の方法とか、お金をどっちが出すかとか、それにまつわる道のこととかですね。そういった鳥栖市が関わらないといけないことっていうのを聞かれたときに、全体の御意見としてどうなのかっていうのを考えておかないといけないこととかっていうものもあるのかなっていうのが具体的なところかなと思ったんです。

竹下繁己委員

まさにそうですね。用地選定は鳥栖市がすることやけんが、この委員会でしっかりと協議をした、で、この上物ですたい。上物の運営——にしたり、どんな建屋にするのかっていうのは、鳥栖市から手が離れとるんで、それはやっぱ組合でしてもらうことであって、この委員会でその焼却方法はおかしいのすったもんだするのはまたおかしな話っていうことなんです。

また今後、組合——いろんな組合があって、この鳥栖市が担うところはこの部分ですよっていうのを執行部からも明確に説明していただいたほうがいいんじゃないかなと私も思います。

江副康成委員長

一応、一通り皆さんの御意見をお伺いしまして、それぞれ言い分じゃないですけど、それぞれのお話は分からないところはないと思うんですけども、今回これを議題にするかどうかというところで、もう自主的にいろんな皆さんの認識っていうか、もういろいろ話もできまして、自主的に、ほんの入り口でしようけれども、お互いの思っているところのすり合わせの入り口の部分のあれはできたのかなと思います。

実際にこれもう自由討議でやるとなると、個別具体的ににならないとなかなか分からない、ある程度資料とかも含めて用意してもらわないことには進めようがないんですよね、もうやったとしてもですね。

今回はちょっとここまでというところで、今後どうするかというところは今いろんな意見でここだけではないでしょうと。議会の問題でありましょうとかいろいろありましたし、そういったところで、そういった話が活発化するかもしれませんし、そういうところも期待しながら、今回は提案された成富副委員長は、この程度で、この議題はよろしいでしょうか。

樋口伸一郎委員

すみ分けとか整理については、この委員会での内容は分かったんですけど。議会と一部事務組合、一部事務組合と最初おっしゃったんで、いっぱいあるじゃないですか。ごみ以外にも、一部事務組合で、それぞれが鳥栖市議会の代表で行かれていますよね。

ですから、やっぱり議会と一部事務組合の関係性でここだけが特殊な形つくってもいかん

と思うんですよ。もちろん整理はいいですよ。ただ、ここだけが鳥栖市としてその一部の本当組合とだけの実係性をつくったらいかんで、そこは公平になるごと議長とのやり取りも要るから、整理をするにしてもそこはきちっとまとめておかんと、何で厚生常任委員会だけでその係性つくり上げていくのっていうふうにもならんようにしとかんと、そこだけ懸念するところなんで。

成富牧男委員

それで今委員長が言われたとおり、そのとおりだと思いますので、ちょっとぜひ次は資料なんかも準備して、準則の中にちゃんと書いてあったですよ、それぞれの役割とかも含めて。だからそういうのもうちょっと議論させていただきたいと思います。

江副康成委員長

私のまとめ方が、ちょっと誤解を受けているかもしれませんが、基本的には議会と組合との係、そういったところはもう一つ上のところで、やっぱり一律に決めていくべきもんだらうというふうに思います。ただ個別具体的なところで、何かその部分で問題があるというのであれば、この所管の分で、そのときはそのときで論ずべきかどうかというところを見定めないといけないでしょうねというようなところで思っているところです。

樋口伸一郎委員

それでいいんですけど、それをしかるべきときっていつなのかっていう時があると思うんですよ。

ですから、議案審査中に、そこが例えば膨らんできてそこに入ると、本来集中して審査すべき議案審査ができないことになりかねんけん、もちろん必要があれば、ここでもまないかんと、それはやっぱり議案審査は議案審査として集中して、切ってやるべきだと思います。そうしないとぶれますからね。

江副康成委員長

ちょっとごめんなさい、もう終わりたいもんで、まとめてしまいたいんですけどね。基本的には（発言する者あり）だからそういう問題があれば、会派に相談して会派から代表者とか、ちょっとそういったところに上げて、問題を——ちょっと整理せんといかんじゃないのとか、あるいは、そういったところの——やると、結局議論を進める前の段階のところの話がちょっと問題というのであれば議会改革でもするかもしれんし、個別であれば議運かもしれない。そういったところのいろんな機会もあるから今日はこの辺りでやめてもらってもいいですかね。

成富牧男委員

それでいいです。

議会事務局に事前に話を聞いたところでは、委員会の限りでそういうふうな話をすべき、むしろすべき、していいんじゃないかということも言われましたんで。

それとあと1つは公式に向こう組合議員がいると言われましたけれども、議会に対して正式に報告する場ちゅうのはないんですよね、さっき基山の例を出しましたけど、そういうのも必要になってくるかと思います。場合によってはね。

江副康成委員長

しかるべきところでまた発言をお願いします。

それでは、本日の自由討議のテーマを決めてきたいと思いますけれども、今日の所管事務の議題として多目的グラウンドの新設のみ議題とするということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議題はそれによろしいですね。本日の所管事務調査のテーマとして、多目的グラウンドの新設を議題といたします。

そして、今回の自由討議のテーマは先に行いました所管事務調査ですね。委員会としての1つの共通認識といいますか、そういったところが感じられたというところで、それを1つにまとめたところで、委員会の発議という形にしたいということで、ちょっと私のほうで、まとめている文案があります。まずそれを読ませていただいて、それに基づいて皆様方の御意見を聞くという形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

自由討議において、所管事務調査の今期テーマとした多目的グラウンドの新設を議題とし、以下のように意見の一致を見ました。

本市において必要とされる多目的グラウンドの目標とする規模は、中学生以上が利用可能な野球2面、サッカー1面程度等、グラウンド分のみ2万平米以上、そして防球ネット、夜間照明、トイレ、駐車場が完備していることが望ましい。

上記の市内の候補地選定に当たり、用地の確保、用地選定の方法、事業費及び財源の確保の在り方など、先進地の事例を参考としながら検討を重ねてまいりました。

市民に1日でも早く満足なグラウンドを提供するためには、市有地である鳥栖市民アーチェリー場とその周辺部も1つの候補として今後検討していただきたい。

当委員会といたしましては、長年課題として残ってございました本件につき、執行部が事業化に向けて歩を進められることを真摯に願っております。

以上です。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、このように決しました。

これで自由討議を終わります。

それでは、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午前11時45分開会

江副康成委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooo

総 括

江副康成委員長

これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、審査を通じ総括的に御意見等ございましたら発言をお願いします。(発言する者あり)

ちょっと待ってください。先に言わせてもらってよかですか。

まず私のほうからですけれども、先ほど自由討議を行いました。自由討議の中で以下のように意見の一致を見ましたので、御報告申し上げます。

自由討議において、所管事務調査の今期テーマとした多目的グラウンドの新設を議題とし、以下のように、意見の一致を見ました。

本市において必要とされる多目的グラウンドの目標とする規模は、中学生以上が利用可能な野球2面、サッカー1面程度とグラウンド部のみ2万平米以上、そして防球ネット、夜間照明、トイレ、駐車場が完備していることが望ましい。

上記の市内の候補地選定に当たり、用地の確保、用地選定の方法、事業費及び財源確保の在り方など先進地の事例を参考としながら検討を重ねてまいりました。市民に1日でも早く満足なグラウンドを提供するためには、市有地である鳥栖市民アーチェリー場とその周辺部も1つの候補として今後検討していただきたい。

当委員会といたしましては、長年課題として残ってございました本件につき執行部が事業化に向けて、歩を進められることを真摯に願っております。

以上です。

ほかにございますか。

藤田昌隆委員

今コロナ、コロナで大騒ぎしていますけど、結局、今日みんなが全部コロナに関係しているわけですよ、全部。

例えば観客動員数どうのこうのとかね、環境だってみんなでごみ拾いするとかどうのこうのも、コロナで集まれないでできない、ちょっとやめようとか。

そういう中で、全員がコロナに関係しているんで、また要望もいろんなところからがんがん出てきている状態なんですよ。早く打ってくれとか。そういうことで、特にこの厚生常任委員会に関するところは、大きな影響を受けている。

ですから、しっかりと自分で考えられることを、自分の中でしっかり考えて対応してもらいたい。それこそテレビで、佐賀県が一番コロナの対応が進んでいるとか、ということで、今から先、今度は16歳から54歳までの一番メイン……（「64」と呼ぶ者あり）分かつとる、ごめん。

メインが今から来るんで、特に保健センターを中心に、きちんとやってもらうことがいろんなほかのコロナを抑えて、ほかの課も助かるということですので、ぜひ一丸となって対応をしてもらいたいと思います。

そしてあと1点、今さっき野球場を見てきましたけど、あそこで提案したように、せっかくあれだけのボードを使うんだから、CMを入れたり、スポンサーを探して、有効的な活用、そういうのをすぐ発想してほしいんですよ。見ただけでもったいないと思ったから、そういう感覚を研ぎ澄ますっていう訓練も是非してもらいたいと思います。以上です。

江副康成委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

私のほうからです。ちょっと藤田委員と重複するかもしれませんが、私も新型コロナ関係でございます。

鳥栖市は、医療関係者の真摯な御協力もあり、65歳以上のワクチン接種率が全国的にも高い成果を得ており、我々も誇らしく思うところでございます。

ワクチン接種をすれば、万が一かかったとしても、重症化リスクが少なくなると言われておりますし、多くの方が、ワクチン接種で抗体を持ち集団免疫ができると少なくとも、パン

これより、採決を行います。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

江副康成委員長

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、当厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、当厚生常任委員会付託分については原案のとおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

議案甲第16号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

江副康成委員長

次に議案甲第16号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

議案甲第17号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例

江副康成委員長

次に議案甲第17号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。



江副康成委員長

なお、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告については正副委員長に御一任いただくことに決しました。



江副康成委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって令和3年6月定例会厚生常任委員会を終わります。

午前11時54分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 江 副 康 成

